

津市告示第52号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項の規定により、平成24年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり定める。

平成24年3月16日

津市長 前葉泰幸

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる区域
政策財務部資産税課 久居総合支所資産税課分室	津市全域
河芸総合支所市民福祉課	河芸総合支所管内の区域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃総合支所管内の区域
美里総合支所市民福祉課	美里総合支所管内の区域
安濃総合支所市民福祉課	安濃総合支所管内の区域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲総合支所管内の区域
一志総合支所市民福祉課	一志総合支所管内の区域
白山総合支所市民福祉課	白山総合支所管内の区域
美杉総合支所市民福祉課	美杉総合支所管内の区域

2 縦覧期間 平成24年4月2日から同年5月31日まで
(土・日曜日、祝・休日を除く)

津市告示第53号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月19日

津市長 前葉泰幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年3月1日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成24年3月2日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年3月2日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年3月6日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年3月6日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年3月8日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年3月9日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年3月13日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年3月13日
江戸橋駅自転車等仮設駐車場	110	平成24年3月15日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第54号

下記の者の納期限変更告知書、交付要求通知書及び差押書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年3月19日

津市長 前葉泰幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○ ○○○	納期限変更告知書、交付 要求通知書、差押書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成21年津市告示第66号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月22日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大塚区自治会

三重県津市安濃町大塚539番地9

代表者 倉田 則文

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	倉田 孝一 三重県津市安濃町大塚349番地
変更後	倉田 則文 三重県津市安濃町大塚322番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成24年3月11日の定期総会において新任され、平成24年4月1日から就任することになったため。

津市告示第56号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成24年3月23日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1269246	平成23年10月1日	平成24年3月6日
7121549	平成23年10月1日	平成24年3月7日
5101865	平成23年10月1日	平成24年3月12日
7164713	平成23年10月1日	平成24年3月13日
0114173	平成23年10月1日	平成24年3月14日

津市告示第57号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第4項の規定により告示する。

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができる。

なお、次のいずれかに該当するときは、当該異議申立てについての決定を経ないで、審査請求をすることができる。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

平成24年3月23日

津市長 前葉泰幸

1 職権消除した住民票

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 ○○ ○○
生年月日 ○○○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 ○○ ○○
生年月日 ○○○○○○○○○○○

2 消除した年月日

平成24年3月23日

津市告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

津市長 前葉泰幸

1 路線名 122 坂本線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町川上字岩倉 2762 番地先から 津市美杉町川上字岩倉 2423 番地先まで	旧	3.4～4.8	75.0
津市美杉町川上字岩倉 2762 番地先から 津市美杉町川上字岩倉 2423 番地先まで	新	3.4～4.8	75.0
津市美杉町川上字岩倉 2762 番地先から 津市美杉町川上字岩倉 2423 番地先まで	新	4.0～5.5	76.3

津市告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

津市長 前葉泰幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
122	坂本線	津市美杉町川上字岩倉 2762番地先から	平成24年
		津市美杉町川上字岩倉 2423番地先まで	3月10日

津市告示第60号

地方自治法第243条の3第1項及び津市財政公表条例第3条の規定により
平成24年2月29日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成24年3月27日

津市長 前葉泰幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成24年2月29日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	108,667,640	86,067,737	79.2%	108,667,640	65,963,674	60.7%
モーターボート競走事業特別会計	36,764,408	30,625,807	83.3%	36,764,408	30,178,618	82.1%
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	26,813,874	19,632,695	73.2%	26,813,874	22,624,260	84.4%
国民健康保険事業特別会計(直営診療施設勘定)	45,139	12,635	28.0%	45,139	33,342	73.9%
介護保険事業特別会計	21,297,853	15,795,600	74.2%	21,297,853	18,206,061	85.5%
後期高齢者医療事業特別会計	4,790,946	1,671,468	34.9%	4,790,946	3,841,345	80.2%
風力発電事業特別会計	95,344	34,155	35.8%	95,344	46,275	48.5%
簡易水道事業特別会計	1,331,222	53,531	4.0%	1,331,222	423,561	31.8%
農業集落排水事業特別会計	540,694	112,499	20.8%	540,694	313,066	57.9%
地区画整理事業特別会計	1,168,012	358	0.0%	1,168,012	605,503	51.8%
下水道事業特別会計	12,999,913	1,734,933	13.3%	12,999,913	6,519,561	50.2%
住宅新築資金等貸付事業特別会計	126,651	78,280	61.8%	126,651	58,991	46.6%
棕本財産区特別会計	576	15	2.6%	576	36	6.3%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成24年2月29日現在

(1) 収 入

単位：千円

区分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 稅	39,034,783	37,087,813	95.0%
2 地 方 譲 与 税	1,072,201	806,222	75.2%
3 利 子 割 交 付 金	87,300	115,031	131.8%
4 配 当 割 交 付 金	31,000	36,263	117.0%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	29,000	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,520,000	2,040,496	81.0%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	340,000	265,941	78.2%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	310,000	211,757	68.3%
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	57,000	51,633	90.6%
10 地 方 特 例 交 付 金	503,079	503,079	100.0%
11 地 方 交 付 税	19,261,754	18,581,705	96.5%
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	58,000	28,082	48.4%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	2,039,453	1,637,626	80.3%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,150,184	1,923,073	89.4%
15 国 庫 支 出 金	14,420,555	9,166,210	63.6%
16 県 支 出 金	6,211,824	2,849,217	45.9%
17 財 産 収 入	168,592	125,824	74.6%
18 寄 附 金	3,572	6,412	179.5%
19 繰 入 金	5,160,908	0	0.0%
20 繰 越 金	4,656,992	4,656,993	100.0%
21 諸 収 入	1,141,743	839,260	73.5%
22 市 債	9,409,700	5,135,100	54.6%
合 計	108,667,640	86,067,737	79.2%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	713,458	664,773	93.2%
2 総 務 費	15,215,114	9,776,145	64.3%
3 民 生 費	34,796,808	22,688,817	65.2%
4 衛 生 費	9,250,807	5,878,300	63.5%
5 労 働 費	169,575	154,796	91.3%
6 農 林 水 産 業 費	2,813,249	971,882	34.5%
7 商 工 費	1,768,228	1,457,998	82.5%
8 土 木 費	14,577,350	5,513,177	37.8%
9 消 防 費	4,021,193	3,175,943	79.0%
10 教 育 費	11,798,742	9,163,627	77.7%
11 災 害 復 旧 費	1,248,682	323,509	25.9%
12 公 債 費	12,185,900	6,137,207	50.4%
13 諸 支 出 金	79,600	57,500	72.2%
14 予 備 費	28,934	0	0.0%
合 計	108,667,640	65,963,674	60.7%

3 市債の状況

平成24年2月29日現在

会計別	区分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一 会 計	1 普通債	47,683,701	50.7%
	（1）総務	6,000,196	6.4%
	（2）民生	3,158,114	3.4%
	（3）衛生	5,578,028	6.0%
	（4）農林水産業	917,316	1.0%
	（5）商工	132,241	0.1%
	（6）土木	20,861,300	22.1%
	（7）消防	1,713,908	1.8%
	（8）教育	9,322,598	9.9%
	2 災害復旧債	249,799	0.3%
	（1）衛生	1,964	0.0%
	（2）農林水産業	29,374	0.0%
	（3）土木	218,461	0.2%
	3 その他の	46,080,831	49.0%
	（1）臨時財政対策債	39,458,750	42.0%
	（2）その他の	6,622,081	7.0%
	計	94,014,331	100.0%
特 会 別 計	モーターボート競走	3,128,815	3.6%
	国民健康保険	3,224	0.0%
	風力発電	86,875	0.1%
	簡易水道	3,539,225	4.0%
	農業集落排水	4,439,415	5.1%
	土地区画整理	1,863,272	2.1%
	下水道	74,161,446	84.7%
	住宅新築資金等貸付	295,746	0.4%
	計	87,518,018	100.1%
合 計		181,532,349	

平成24年2月29日現在 一時借入金

0千円

4 基金の状況

平成24年2月29日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財政調整基金	14,920,385
減債基金	2,305,955
職員退職手当基金	923,829
文化振興基金	229,972
国際交流推進基金	217,788
緑化基金	119,363
青山高原保健保養地管理基金	122,824
ふるさと振興基金	544,767
まちづくり振興基金	4,040,101
ふるさと津かがやき基金	7,741
公共施設整備基金	1,608,003
環境対策推進基金	301,155
過疎地域振興事業基金	29,800
住宅新築資金等貸付事業基金	182
モータボート競走事業財政調整基金	269,089
国民健康保険事業運営基金	3,982
介護保険事業運営基金	632,543
介護従事者処遇改善臨時特例基金	12,927
棕本財産区財政調整基金	18,275
農業集落排水事業基金	7,900
合 計	26,316,581

5 市有財産の状況

平成24年2月29日現在

有価証券等	2,464,236千円
自動車	746台
建物	1,133,497.17m ²
土地	23,282,537.63m ²

*公営企業会計保有分除く

6 市税の負担状況

平成24年2月29日現在

1人当たり	税目	1世帯当たり
61,975円	市民税	146,344円
56,706円	固定資産税	133,902円
7,370円	都市計画税	17,403円
4,660円	市たばこ税	11,003円
1,749円	軽自動車税	4,130円
111円	入湯税	261円
256円	その他	605円
132,826円	計	313,648円

※人口288,440人、世帯数122,151世帯（平成24年3月1日現在）にて算出しています。

津市告示第61号

津市開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月27日

津市長 前葉泰幸

津市開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示

津市開発事業に関する指導要綱（平成18年津市告示第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「帰属」の次に「又は寄附」を加える。

第4条第1号中「第29条第4号」を「第29条第3号」に改め、同条第4号中「（小規模開発に限る。）」を削り、同条第5号中「、全部事務組合、役場事務組合若しくは」を「又は」に改め、「又は三重県が設置団体である地方開発事業団」及び「（小規模開発に限る。）」を削る。

第10条第3項中「昭和26年法律第294号」を「昭和26年法律第249号」に改める。

第12条第1項中「あたっては」を「当たっては」に改める。

第28条第1項中「下水道事業認可区域外」を「下水道事業計画における予定処理区域外」に改める。

第44条中「帰属する」を「帰属し、又は寄附する」に改める。

「第6章 公共施設等の帰属及び管理」を「第6章 公共施設等の帰属又は寄附及び管理」に改める。

第45条を次のように改める。

（公共施設等の土地の帰属又は寄附）

第45条 法第32条の規定による協議において本市の同意を得て設置される公共施設又は公益施設（以下「公共施設等」という。）に係る土地については、法第36条第3項に規定する工事完了に係る公告の日の翌日に本市に帰属するものとする。

2 この要綱の適用対象となる開発行為により設置される公共施設等に係る土地のうち、前項の規定による土地以外のものについては、工事完了の日の翌日に本市に寄附できるものとする。

3 前2項の場合において、当該公共施設等に係る土地の本市への所有権移転登記の手続は、事前に市長に協議し、事業者においてこれを行うものとする。

第50条中「第27条」を「第27条まで」に、「第35条」を「第35条まで」に、「、第41条」を「及び第41条」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市開発事業に関する指導要綱第45条の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工事に着手する開発行為について適用し、施行日前に工事に着手する開発行為については、なお従前の例による。

津市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年安濃町告示第33号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

村主区自治会

三重県津市安濃町川西1166番地

代表者 村主正博

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	宮田金譽 三重県津市安濃町川西1064番地
変更後	村主正博 三重県津市安濃町川西1125番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成24年3月11日の定期総会において選任され、平成24年4月1日から就任することになったため。

津市告示第63号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月29日

津市長 前葉泰幸

1 名称

中ノ村自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等、中ノ村自治会内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃など中ノ村自治会内の環境整備
- (3) 集会所・真光寺の維持管理
- (4) 中ノ村共同墓地の維持管理
- (5) 区有林の維持管理

3 区域

本会の区域は、大村川より南にあり、中ノ村318番地より大村川に沿つて東へ309番地、306番地1、306番地2、305番地、293番地、261番地、260番地、251番地1、251番地2、250番地3、249番地7、249番地3、242番地、236番地、235番地1、234番地1、228番地1、226番地1、225番地1、214番地1、213番地、563番地、565番地、564番地、561番地、529番地、48番地1、42番地、514番地、41番地、南へ40番地6、40番地4、510番地、502番地、446番地、西へ452番地、453番地、454番地、455番地、459番地、460番地、465番地、467番地、468番地、470番地、471番地、472番地、474番地、475番地、404番地、403番地、402番地2、669番地、665番地、658番地、641番地、640番地、639番地、637番地、北へ634番地、622番地、619番地、314番地6、396番地、601番地、600番地、594番地、595番地までを囲む区域とする。

4 事務所

三重県津市白山町中ノ村 115 番地

5 代表者の氏名及び住所

今井 直毅

三重県津市白山町中ノ村 54 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第 260 条の 20 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成 24 年 3 月 29 日

津市告示第 64 号

津市情報公開条例第 24 条第 1 項の規定に基づく出資法人等の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 24 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市情報公開条例第 24 条第 1 項の規定に基づく出資法人等の指定に関する告示の一部を改正する告示

津市情報公開条例第 24 条第 1 項の規定に基づく出資法人等の指定（平成 18 年津市告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

「社団法人津市シルバー人材センター」を「公益社団法人津市シルバー人材センター」に改める。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

津市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年津市告示第83号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

戸島区自治会

三重県津市安濃町大塚字向山484番地2

代表者 中川勝博

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	中川勝博 三重県津市安濃町戸島869番地1
変更後	平井善光 三重県津市安濃町戸島1064番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成24年3月18日の定期総会において新任され、平成24年4月1日から就任することになったため。

津市告示第66号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項第2号イの規定により、騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域を次のように指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

環境基準

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)	
A	55デシベル 以下	45デシベル 以下	本市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	55デシベル 以下	45デシベル 以下	本市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	60デシベル 以下	50デシベル 以下	本市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

ただし、道路に面する地域の環境基準は上表によらず次表のとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日午前 6 時まで)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

基準値	
昼間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日午前 6 時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

- 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路とする。
 - (1) 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）。
 - (2) (1) の道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じて道路端からの距離によることとし、以下のとおりとする。
 - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

津市告示第67号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のように指定し、同条第3項の規定により告示し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

規制する地域

本市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに次の図に示す地域

「次の図」は省略し、津市環境部環境保全課及び各総合支所地域振興課に備え置いて縦覧に供する。

津市告示第68号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のように定め、同条第3項の規定により告示し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	左記の区分に対応する規制基準		
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝夕 (午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

1 この表において、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第1種区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域とする。
- (2) 第2種区域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに次の図に示す地域とする。
- (3) 第3種区域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに次の図に示す地域とする。
- (4) 第4種区域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域とする。

なお、「次の図」は省略し、津市環境部環境保全課及び各総合支所地域振興課に備え置いて縦覧に供する。

2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

津市告示第69号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号及び振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域を次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号及び振動規制法施行規則別表第1付表第1号に該当する区域

騒音規制法（昭和43年法律第98条）第3条第1項の規定により、指定された地域のうち次に掲げる区域

- 1 第1種区域、第2種区域及び第3種区域
- 2 第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域

この表において、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、次のとおりとする。

- 1 第1種区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域とする。
- 2 第2種区域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに次の図に示す地域とする。
- 3 第3種区域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに次の図に示す地域とする。
- 4 第4種区域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域とする。

なお、「次の図」は省略し、津市環境部環境保全課及び各総合支所地域振興課に備え置いて縦覧に供する。

津市告示第70号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考に基づく市長が定める区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

区域の区分

- 1 a区域とは、本市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域をいう。
- 2 b区域とは、本市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域をいう。
- 3 c区域とは、本市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

津市告示第71号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次のように指定し、同条第3項の規定により告示し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

規制する地域

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（平成24年津市告示第 号）により指定した地域とする。

津市告示第72号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する振動の規制基準を次のように定め、同条第3項の規定により告示し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	左記の区分に対応する規制基準	
	昼間 (午前8時から午後7時 まで)	夜間 (午後7時から翌日 午前8時まで)
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

- 1 この表において、第1種区域及び第2種区域の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 第1種区域は、特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成24年津市告示第 号）で定めた第1種区域及び第2種区域とする。
 - (2) 第2種区域は、特定工場等において発生する騒音の規制基準で定めた第3種区域及び第4種区域とする。
- 2 第2種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

津市告示第73号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1に基づく市長が定める区域の区分及び同表備考2に基づく市長が定める時間の区分を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

1 区域の区分

第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等において発生する振動の規制基準（平成24年津市告示第 号）により指定した第1種区域及び第2種区域をいう。

2 時間の区分

昼間 午前8時から午後7時まで

夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

津市告示第74号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定に基づく工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域の指定及び同法第4条の規定に基づく規制基準を次のように定め、同法第6条の規定により告示し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 規制地域

本市の区域

2 規制基準

(1) 事業場の敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質名	規制基準
アンモニア	大気中における含有率が100万分の1
メチルメルカプタン	大気中における含有率が100万分の0.002
硫化水素	大気中における含有率が100万分の0.02
硫化メチル	大気中における含有率が100万分の0.01
二硫化メチル	大気中における含有率が100万分の0.009
トリメチルアミン	大気中における含有率が100万分の0.005
アセトアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05
プロピオナルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.02
ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009
イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.003
イソブタノール	大気中における含有率が100万分の0.9
酢酸エチル	大気中における含有率が100万分の3
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が100万分の1

トルエン	大気中における含有率が 100 万分の 10
スチレン	大気中における含有率が 100 万分の 0.4
キシレン	大気中における含有率が 100 万分の 1
プロピオノン酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.03
ノルマル酪酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.0009
イソ吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001

(2) 事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準

悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。

(3) 事業場から排出される排出水に含まれるもの当該事業場の敷地外における規制基準

悪臭防止法施行規則第 4 条に定める方法により算出して得た濃度とする。

津市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成24年3月28日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成24年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

平成24年3月28日に議決を経た予算

平成23年度津市一般会計補正予算（第8号）

平成23年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度津市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度津市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度津市一般会計予算

平成24年度津市モーターボート競走事業特別会計予算

平成24年度津市国民健康保険事業特別会計予算

平成24年度津市介護保険事業特別会計予算

平成24年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成24年度津市風力発電事業特別会計予算

平成24年度津市簡易水道事業特別会計予算

平成24年度津市農業集落排水事業特別会計予算

平成24年度津市土地区画整理事業特別会計予算

平成24年度津市下水道事業特別会計予算

平成24年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成24年度津市椋本財産区特別会計予算

津市告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
7407	高茶屋小森山第30号線	津市高茶屋小森町字向山 1984番2地先から	平成24年 4月2日
		津市高茶屋小森町字向山 1962番4地先まで	

津市告示第 77 号

津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）第15条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第17条第1項第2号の規定により告示する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

指定を取り消した工事店

工事店名	所在地	取消し年月日
倉田電機商会	津市白山町佐田 1647番地	平成24年3月27日

津市告示第78号

津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）第6条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第17条第1項の規定により告示する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

指定した工事店

工事店名	所在地	指定期間
小林住設	鈴鹿市稻生こがね園17番3号	平成24年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで

津市告示第79号

津市農業共済家畜共済掛金率を津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第63条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

共済目的の種類	死廃・病傷の別	危険段階区分	危険指數	危険段階共済掛金標準率等(%)
乳用成牛	死 廃	1	2.600	12.547
		2	1.615	7.793
		3	1.000	4.826
		共済掛金標準率		11.741
	病 傷	1	2.000	15.462
		2	1.848	14.287
		3	1.000	7.731
		共済掛金標準率		14.450
肥育用成牛	死 廃	1	1.000	2.914
		共済掛金標準率		2.914
	病 傷	1	2.400	0.976
		2	1.994	0.811
		3	1.000	0.407
		共済掛金標準率		0.830

適用 この危険段階共済掛金標準率等は、平成24年4月1日以後、共済掛金期間の開始するものから適用する。

津市告示第80号

津市園芸施設共済掛金率を津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第132条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

特定園芸施設 の 区 分	共済目的等による種別		危険段 階区分	危険 指数	共済掛金率 (%)		
ガラス室I類 (木造)	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率	0.411			
	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故除 外しないもの	基準共済掛金率	1.281			
		病虫害を事故除 外するもの	基準共済掛金率	1.158			
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0.151			
ガラス室II類 (鉄骨)	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率	0.159			
	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故除 外しないもの	基準共済掛金率	1.358			
		病虫害を事故除 外するもの	基準共済掛金率	0.633			
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0.022			
プラスチック ハウスI類 (木竹)	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率	4.519			
	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故除 外しないもの	基準共済掛金率	3.822			
		病虫害を事故除 外するもの	基準共済掛金率	2.169			
	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		1	2.900	5.985		
プラスチック ハウスII類 (パイプ)			2	1.401	2.892		
			3	1.000	2.064		
			基準共済掛金率		2.466		

	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故除 外しないもの	基準共済掛金率	2. 534
		病虫害を事故除 外するもの	基準共済掛金率	2. 281
プラスチック ハウスⅢ類 (鉄骨下)	特定園芸施設及び附帯施設に 係るもの	1	2. 000	4. 275
		2	1. 217	2. 601
		3	1. 000	2. 137
			基準共済掛金率	2. 403
プラスチック ハウスⅣ類甲 (鉄骨中・軟)	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故除 外しないもの	基準共済掛金率	6. 039
		病虫害を事故除 外するもの	基準共済掛金率	5. 288
	特定園芸施設撤去費用に係る もの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0. 762
			基準共済掛金率	0. 906
プラスチック ハウスⅣ類乙 (鉄骨中・硬)	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故除 外しないもの	基準共済掛金率	3. 200
		病虫害を事故除 外するもの	基準共済掛金率	2. 676
	特定園芸施設撤去費用に係る もの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0. 223
			基準共済掛金率	0. 513
プラスチック ハウスⅤ類	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故除 外しないもの	基準共済掛金率	1. 932
		病虫害を事故除 外するもの	基準共済掛金率	1. 469
	特定園芸施設撤去費用に係る もの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0. 166
			基準共済掛金率	0. 286

(鉄骨上)	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故除 外しないもの	基準共済掛金率	1. 361
		病虫害を事故除 外するもの	基準共済掛金率	0. 649
	特定園芸施設撤去費用に係る もの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0. 054
プラスチック ハウスVI類 (雨よけ等)	特定園芸施設及び附帯施設に 係るもの		基準共済掛金率	8. 430
	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故除 外しないもの	基準共済掛金率	8. 093
		病虫害を事故除 外するもの	基準共済掛金率	4. 286
	特定園芸施設撤去費用に係る もの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0. 638
プラスチック ハウスVII類 (多目的ネット ハウス)	特定園芸施設及び附帯施設に 係るもの		基準共済掛金率	6. 744
	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故除 外しないもの	基準共済掛金率	9. 059
		病虫害を事故除 外するもの	基準共済掛金率	6. 273

適用 この共済掛金率は、平成24年4月1日以後、共済責任期間の開始する
ものから適用する。

津市告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止する。

平成24年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2481	上津部田第12号線	津市一身田上津部田	
		津市一身田上津部田	
2613	上津部田第22号線	津市一身田上津部田	
		津市一身田上津部田	
1011	大原基地線	津市白山町大原	
		津市白山町大原	
1174	上廣1号線	津市白山町南家城	
		津市白山町南家城	
1175	上廣2号線	津市白山町南家城	
		津市白山町南家城	

津市告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、道路法第9条の規定に基づき、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

記

別紙のとおり

別 紙

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1300	栗真中山町第23号線	津市栗真中山町	
		津市栗真中山町	
2617	一身田大古曾第20号線	津市一身田大古曾	
		津市一身田大古曾	
2618	一身田町第21号線	津市一身田町	
		津市一身田町	
2619	大里窪田町第24号線	津市大里窪田町	
		津市大里窪田町	
2620	上津部田第23号線	津市一身田上津部田	
		津市一身田上津部田	
2621	一身田平野第10号線	津市一身田平野	
		津市一身田平野	
3845	上浜町第70号線	津市上浜町六丁目	
		津市上浜町六丁目	
3846	上浜町第71号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3847	上浜町第72号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3848	上浜町第73号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3849	上浜町第74号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3850	上浜町第75号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3851	上浜町第76号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3852	上浜町第77号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	

3853	上浜町第78号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3854	上浜町第79号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3855	上浜町第80号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3856	上浜町第81号線	津市上浜町五丁目	
		津市上浜町五丁目	
3857	桜橋第20号線	津市桜橋二丁目	
		津市桜橋二丁目	
4313	美川町第4号線	津市美川町	
		津市美川町	
4314	美川町第5号線	津市美川町	
		津市美川町	
4315	美川町第6号線	津市美川町	
		津市美川町	
4316	神納町第5号線	津市神納町	
		津市神納町	
4317	神納町第6号線	津市神納町	
		津市神納町	
4318	押加部町第6号線	津市押加部町	
		津市押加部町	
5522	半田第62号線	津市半田	
		津市半田	
6443	藤方第31号線	津市藤方	
		津市藤方	
6444	修成町第8号線	津市修成町	
		津市修成町	
7414	高茶屋小森町第51号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7415	高茶屋小森町第52号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	

7416	雲出伊倉津町第38号線	津市雲出伊倉津町	
		津市雲出伊倉津町	
2442	北口33号線	津市久居北口町	
		津市久居北口町	
2443	持川22号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
2444	東鷹跡13号線	津市久居東鷹跡町	
		津市久居東鷹跡町	
2445	東鷹跡14号線	津市久居東鷹跡町	
		津市久居東鷹跡町	
2446	牧里中12号線	津市牧町	
		津市牧町	
2447	牧里中13号線	津市牧町	
		津市牧町	
2448	野村54号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2449	新町83号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
3595	上野19号線	津市河芸町上野	
		津市河芸町上野	
3596	起6号線	津市河芸町一色	
		津市河芸町一色	
3597	中別保中起3号線	津市河芸町中別保	
		津市河芸町中別保	
794	東豊久野4号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
795	巾響野2号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
796	青木谷4号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
797	青木谷5号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	

3836	東觀音寺 2 1 号線	津市安濃町東觀音寺	
		津市安濃町東觀音寺	
8061	高野 3 6 1 号線	津市一志町高野	
		津市一志町高野	
8062	八太 3 6 3 号線	津市一志町八太	
		津市一志町八太	
8063	八太 3 6 4 号線	津市一志町八太	
		津市一志町八太	
8064	日置 3 6 5 号線	津市一志町日置	
		津市一志町日置	
8065	田尻 3 6 6 号線	津市一志町田尻	
		津市一志町田尻	
1261	南横町 1 号線	津市白山町二本木	
		津市白山町二本木	
2450	野村 5 5 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2622	上津部田第 2 4 号線	津市一身田上津部田	
		津市一身田上津部田	

津市告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

記

別紙のとおり

別 紙

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
1300	栗真中山町第23号線	津市栗真中山町字南垣内38 1番7から	44.7 m
		津市栗真中山町字南垣内38 0番8まで	3m~13.2m
2617	一身田大古曾第20号線	津市一身田大古曾字深田40 番3から	80.4 m
		津市一身田大古曾字深田39 番7まで	6m~10.9m
2618	一身田町第21号線	津市一身田町字七ノ坪466 番2から	42.1 m
		津市一身田町字七ノ坪467 番5まで	6.2m~9.7m
2619	大里窪田町第24号線	津市大里窪田町字中之坪83 4番2から	34.6 m
		津市大里窪田町字中之坪83 4番6まで	6m~10m
2620	上津部田第23号線	津市一身田上津部田字ヌノ坪 885番1から	22.4 m
		津市一身田上津部田字ヌノ坪 885番6まで	6.4m~13.1m
2621	一身田平野第10号線	津市一身田平野字町長396 番13から	35 m
		津市一身田平野字町長396 番15まで	5.1m~8.1m
3845	上浜町第70号線	津市上浜町六丁目207番1 から	122 m
		津市上浜町六丁目207番7 まで	6m~13m
3846	上浜町第71号線	津市上浜町五丁目1番106 から	303.7 m
		津市上浜町五丁目1番113 まで	10m~17.1m
3847	上浜町第72号線	津市上浜町五丁目1番232 から	344.5 m
		津市上浜町五丁目1番185 まで	6.2m~6.2m
3848	上浜町第73号線	津市上浜町五丁目1番242 から	91 m
		津市上浜町五丁目1番249 まで	6.2m~14.2m
3849	上浜町第74号線	津市上浜町五丁目1番258 から	75.1 m
		津市上浜町五丁目1番263 まで	6.2m~14.2m
3850	上浜町第75号線	津市上浜町五丁目1番270 から	175.7 m
		津市上浜町五丁目1番125 まで	6.2m~14.2m

3851	上浜町第76号線	津市上浜町五丁目1番145 から	133.6 m
		津市上浜町五丁目1番154 まで	6.2m～14.2m
3852	上浜町第77号線	津市上浜町五丁目1番165 から	193.2 m
		津市上浜町五丁目1番134 まで	6.2m～14.2m
3853	上浜町第78号線	津市上浜町五丁目1番106 から	230.3 m
		津市上浜町五丁目1番305 まで	6.2m～13.3m
3854	上浜町第79号線	津市上浜町五丁目1番200 から	125.4 m
		津市上浜町五丁目1番149 まで	6.2m～13.3m
3855	上浜町第80号線	津市上浜町五丁目1番278 から	15.1 m
		津市上浜町五丁目1番278 まで	4m～4m
3856	上浜町第81号線	津市上浜町五丁目137番2 から	42 m
		津市上浜町五丁目137番4 まで	6m～8.8m
3857	桜橋第20号線	津市桜橋二丁目26番1から	46 m
		津市桜橋二丁目26番6まで	6m～9m
4313	美川町第4号線	津市美川町30番8から	166 m
		津市美川町30番9まで	6m～13.1m
4314	美川町第5号線	津市美川町31番5から	46.2 m
		津市美川町29番10まで	6m～6m
4315	美川町第6号線	津市美川町146番4から	40.7 m
		津市美川町118番4	6.2m～9.2m
4316	神納町第5号線	津市神納町341番9から	59.7 m
		津市神納町341番13まで	6m～9.5m
4317	神納町第6号線	津市神納町325番1から	46.2 m
		津市神納町328番1まで	6m～11m
4318	押加部町第6号線	津市押加部町562番2から	38.7 m
		津市押加部町562番1まで	6m～14.2m

5522	半田第62号線	津市半田字池町635番5から	31.6 m
		津市半田字池町635番7まで	6m~14.1m
6443	藤方第31号線	津市藤方字柳ヶ坪1533番2から	76.3 m
		津市藤方字柳ヶ坪1533番8まで	6m~10m
6444	修成町第8号線	津市修成町441番3から	30.4 m
		津市修成町441番7まで	4.5m~7.5m
7414	高茶屋小森町第51号線	津市高茶屋小森町字中山1623番76から	80.6 m
		津市高茶屋小森町字中山1623番84まで	5m~7.1m
7415	高茶屋小森町第52号線	津市高茶屋小森町字中山1623番79から	54.3 m
		津市高茶屋小森町字中山1623番80まで	5m~12m
7416	雲出伊倉津町第38号線	津市雲出伊倉津町字里之西1125番7から	19.7 m
		津市雲出伊倉津町字里ノ西1125番8まで	6m~9.3m
2442	北口33号線	津市久居北口町字壱丁田2691番10から	59.5 m
		津市久居北口町字壱丁田2691番19まで	6m~8.2m
2443	持川22号線	津市久居新町2211番45から	84.8 m
		津市久居新町2211番48まで	6m~13.1m
2444	東鷹跡13号線	津市久居東鷹跡町298番3から	25.1 m
		津市久居東鷹跡町298番6まで	4.5m~8.5m
2445	東鷹跡14号線	津市久居東鷹跡町310番14から	31.2 m
		津市久居東鷹跡町310番15まで	5m~10m
2446	牧里中12号線	津市牧町字北浦452番1から	166.1 m
		津市牧町字北浦458番4まで	6m~9.4m
2447	牧里中13号線	津市牧町字北浦458番4から	10.2 m
		津市牧町字北浦458番4まで	6m~9.8m
2448	野村54号線	津市久居野村町字権田323番54から	55.9 m
		津市久居野村町字権田323番56まで	6m~9.4m

2449	新町83号線	津市久居新町2831番2から	23.3 m
		津市久居新町2832番まで	5m~12.4m
3595	上野19号線	津市河芸町上野字楠ノ木4003番から	40.6 m
		津市河芸町上野字楠ノ木4000番1まで	6m~9.5m
3596	起6号線	津市河芸町一色字起2595番5から	48.6 m
		津市河芸町一色字起2594番1まで	6m~9.5m
3597	中別保中起3号線	津市河芸町中別保字中起2380番1から	250.4 m
		津市河芸町中別保字中起2358番20まで	6m~12.9m
794	東豊久野4号線	津市芸濃町椋本字東豊久野3002番1から	196 m
		津市芸濃町椋本字東豊久野3002番8まで	6m~15m
795	巾饗野2号線	津市芸濃町椋本字巾2059番3から	71 m
		津市芸濃町椋本字巾2059番8まで	6m~13.1m
796	青木谷4号線	津市芸濃町椋本字青木谷3435番28から	114.4 m
		津市芸濃町椋本字青木谷3435番19まで	6m~16m
797	青木谷5号線	津市芸濃町椋本字青木谷3435番36から	85.2 m
		津市芸濃町椋本字青木谷3435番41まで	5.1m~18m
3836	東觀音寺21号線	津市安濃町東觀音寺字北浦644番8から	44.4 m
		津市安濃町東觀音寺字北浦644番6まで	6m~11.9m
8061	高野361号線	津市一志町高野字北浦1008番5から	39.5 m
		津市一志町高野字北浦1008番7まで	6m~13.1m
8062	八太363号線	津市一志町八太字コモカモト1531番33から	215.5 m
		津市一志町八太字コモカモト1531番24まで	6m~13.5m
8063	八太364号線	津市一志町八太字コモカモト1531番8から	77.8 m
		津市一志町八太字コモカモト1532番2まで	6m~13.5m
8064	日置365号線	津市一志町日置字屋戸48番19から	107.4 m
		津市一志町日置字屋戸48番9まで	6m~18m

8065	田尻 3 6 6 号線	津市一志町田尻字鎌田 4 6 番 3 から	54.5 m
		津市一志町田尻字鎌田 4 6 番 7 まで	6.5m～10.5m
1261	南横町 1 号線	津市白山町二本木字南横町 3 1 4 5 番 1 から	73.1 m
		津市白山町二本木字南横町 3 1 4 5 番 1 まで	6m～10.7m
2450	野村 5 5 号線	津市久居野村町字駒屋 5 7 4 番 8 から	20.5 m
		津市久居野村町字駒屋 5 7 1 番 6 まで	4m～4.4m
2622	上津部田第 2 4 号線	津市一身田上津部田字ヲノ坪 3 0 6 7 番から	136 m
		津市一身田上津部田字ワノ坪 1 2 6 6 番 4 まで	6m～13.3m

津市告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

記

別紙のとおり

別 紙

整理番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始年月日
1300	栗真中山町第23号線	津市栗真中山町字南垣内38 1番7から	平成24年 4月1日
		津市栗真中山町字南垣内38 0番8まで	
2617	一身田大古曾第20号線	津市一身田大古曾字深田40 番3から	平成24年 4月1日
		津市一身田大古曾字深田39 番7まで	
2618	一身田町第21号線	津市一身田町字七ノ坪466 番2から	平成24年 4月1日
		津市一身田町字七ノ坪467 番5まで	
2619	大里窪田町第24号線	津市大里窪田町字中之坪83 4番2から	平成24年 4月1日
		津市大里窪田町字中之坪83 4番6まで	
2620	上津部田第23号線	津市一身田上津部田字又ノ坪 885番1から	平成24年 4月1日
		津市一身田上津部田字又ノ坪 885番6まで	
2621	一身田平野第10号線	津市一身田平野字町長396 番13から	平成24年 4月1日
		津市一身田平野字町長396 番15まで	
3845	上浜町第70号線	津市上浜町六丁目207番1 から	平成24年 4月1日
		津市上浜町六丁目207番7 まで	
3846	上浜町第71号線	津市上浜町五丁目1番106 から	平成24年 4月1日
		津市上浜町五丁目1番113 まで	
3847	上浜町第72号線	津市上浜町五丁目1番232 から	平成24年 4月1日
		津市上浜町五丁目1番185 まで	
3848	上浜町第73号線	津市上浜町五丁目1番242 から	平成24年 4月1日
		津市上浜町五丁目1番249 まで	
3849	上浜町第74号線	津市上浜町五丁目1番258 から	平成24年 4月1日
		津市上浜町五丁目1番263 まで	
3850	上浜町第75号線	津市上浜町五丁目1番270 から	平成24年 4月1日
		津市上浜町五丁目1番125 まで	

3851	上浜町第76号線	津市上浜町五丁目1番145から 津市上浜町五丁目1番154まで	平成24年 4月1日
3852	上浜町第77号線	津市上浜町五丁目1番165から 津市上浜町五丁目1番134まで	平成24年 4月1日
3853	上浜町第78号線	津市上浜町五丁目1番106から 津市上浜町五丁目1番305まで	平成24年 4月1日
3854	上浜町第79号線	津市上浜町五丁目1番200から 津市上浜町五丁目1番149まで	平成24年 4月1日
3855	上浜町第80号線	津市上浜町五丁目1番278から 津市上浜町五丁目1番278まで	平成24年 4月1日
3856	上浜町第81号線	津市上浜町五丁目137番2から 津市上浜町五丁目137番4まで	平成24年 4月1日
3857	桜橋第20号線	津市桜橋二丁目26番1から 津市桜橋二丁目26番6まで	平成24年 4月1日
4313	美川町第4号線	津市美川町30番8から 津市美川町30番9まで	平成24年 4月1日
4314	美川町第5号線	津市美川町31番5から 津市美川町29番10まで	平成24年 4月1日
4315	美川町第6号線	津市美川町146番4から 津市美川町118番4	平成24年 4月1日
4316	神納町第5号線	津市神納町341番9から 津市神納町341番13まで	平成24年 4月1日
4317	神納町第6号線	津市神納町325番1から 津市神納町328番1まで	平成24年 4月1日
4318	押加部町第6号線	津市押加部町562番2から 津市押加部町562番1まで	平成24年 4月1日

5522	半田第62号線	津市半田字池町635番5から	平成24年 4月1日
		津市半田字池町635番7まで	
6443	藤方第31号線	津市藤方字柳ヶ坪1533番2から	平成24年 4月1日
		津市藤方字柳ヶ坪1533番8まで	
6444	修成町第8号線	津市修成町441番3から	平成24年 4月1日
		津市修成町441番7まで	
7414	高茶屋小森町第51号線	津市高茶屋小森町字中山1623番76から	平成24年 4月1日
		津市高茶屋小森町字中山1623番84まで	
7415	高茶屋小森町第52号線	津市高茶屋小森町字中山1623番79から	平成24年 4月1日
		津市高茶屋小森町字中山1623番80まで	
7416	雲出伊倉津町第38号線	津市雲出伊倉津町字里之西1125番7から	平成24年 4月1日
		津市雲出伊倉津町字里ノ西1125番8まで	
2442	北口33号線	津市久居北口町字壱丁田2691番10から	平成24年 4月1日
		津市久居北口町字壱丁田2691番19まで	
2443	持川22号線	津市久居新町2211番45から	平成24年 4月1日
		津市久居新町2211番48まで	
2444	東鷹跡13号線	津市久居東鷹跡町298番3から	平成24年 4月1日
		津市久居東鷹跡町298番6まで	
2445	東鷹跡14号線	津市久居東鷹跡町310番14から	平成24年 4月1日
		津市久居東鷹跡町310番15まで	
2446	牧里中12号線	津市牧町字北浦452番1から	平成24年 4月1日
		津市牧町字北浦458番4まで	
2447	牧里中13号線	津市牧町字北浦458番4から	平成24年 4月1日
		津市牧町字北浦458番4まで	
2448	野村54号線	津市久居野村町字権田323番54から	平成24年 4月1日
		津市久居野村町字権田323番56まで	

2449	新町83号線	津市久居新町2831番2から	平成24年 4月1日
		津市久居新町2832番まで	
3595	上野19号線	津市河芸町上野字楠ノ木4003番から	平成24年 4月1日
		津市河芸町上野字楠ノ木4000番1まで	
3596	起6号線	津市河芸町一色字起2595番5から	平成24年 4月1日
		津市河芸町一色字起2594番1まで	
3597	中別保中起3号線	津市河芸町中別保字中起2380番1から	平成24年 4月1日
		津市河芸町中別保字中起2358番20まで	
794	東豊久野4号線	津市芸濃町椋本字東豊久野3002番1から	平成24年 4月1日
		津市芸濃町椋本字東豊久野3002番8まで	
795	巾饗野2号線	津市芸濃町椋本字巾2059番3から	平成24年 4月1日
		津市芸濃町椋本字巾2059番8まで	
796	青木谷4号線	津市芸濃町椋本字青木谷3435番28から	平成24年 4月1日
		津市芸濃町椋本字青木谷3435番19まで	
797	青木谷5号線	津市芸濃町椋本字青木谷3435番36から	平成24年 4月1日
		津市芸濃町椋本字青木谷3435番41まで	
3836	東觀音寺21号線	津市安濃町東觀音寺字北浦644番8から	平成24年 4月1日
		津市安濃町東觀音寺字北浦644番6まで	
8061	高野361号線	津市一志町高野字北浦1008番5から	平成24年 4月1日
		津市一志町高野字北浦1008番7まで	
8062	八太363号線	津市一志町八太字コモカモト1531番33から	平成24年 4月1日
		津市一志町八太字コモカモト1531番24まで	
8063	八太364号線	津市一志町八太字コモカモト1531番8から	平成24年 4月1日
		津市一志町八太字コモカモト1532番2まで	
8064	日置365号線	津市一志町日置字屋戸48番19から	平成24年 4月1日
		津市一志町日置字屋戸48番9まで	

8065	田尻 3 6 6 号線	津市一志町田尻字鎌田 4 6 番 3 から	平成 24 年 4 月 1 日
		津市一志町田尻字鎌田 4 6 番 7 まで	
1261	南横町 1 号線	津市白山町二本木字南横町 3 1 4 5 番 1 から	平成 24 年 4 月 1 日
		津市白山町二本木字南横町 3 1 4 5 番 1 まで	
2450	野村 5 5 号線	津市久居野村町字駒屋 5 7 4 番 8 から	平成 24 年 4 月 1 日
		津市久居野村町字駒屋 5 7 1 番 6 まで	

津市公告第38号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定により次のとおり公告します。

なお、関係図面は、平成24年3月16日から2週間、津市下水道部下水道政策課において一般の縦覧に供します。

平成24年3月16日

津市長 前葉泰幸

1 供用及び処理を開始する年月日

平成24年3月31日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

高茶屋小森町の一部、高茶屋1丁目の一部、高茶屋3丁目の一部、城山2丁目の一部、雲出本郷町の一部、南が丘3丁目の一部、藤方の一部、半田の一部、船頭町津興の一部、柳山津興の一部、垂水の一部、桜田町の一部、神納町の一部、神戸の一部、八幡町津の一部、阿漕町津興の一部、久居新町の一部、久居小野辺町の一部、久居北口町の一部、久居野村町の一部、久居明神町の一部、戸木町の一部

(2) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

一志町大仰の一部、一志町井関の一部、一志町片野の一部、白山町川口の一部

(3) 津市単独公共下水道（椋本処理区）

芸濃町椋本の一部

(4) 津市単独公共下水道（中央処理区）

中河原の一部、高洲町の一部

3 供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域）のとおり

4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別
分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町52番地の5

雲出川左岸浄化センター

(2) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

松阪市高須町 3 9 2 2

松阪浄化センター

(3) 津市単独公共下水道（椋本処理区）

津市芸濃町 2 5 7 6

津市椋本浄化センター

(4) 津市単独公共下水道（中央処理区）

津市高洲町 3 4 番地の 1

津市中央浄化センター

津市公告第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年3月19日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成24年3月16日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市一身田大古曾字久保845番1ほか3筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県稻沢市天池五反田町1番地

株式会社サークルKサンクス

代表取締役 中村 元彦

津市公告第40号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年3月27日

津市長 前葉泰幸

1 入札に付する事項

(1) 売却対象施設名

津市久居榎原風力発電施設

(2) 所在地

津市榎原町字奥山4183番2

(3) 対象施設

ア 久居榎原第1～4風力発電所	4基（発電能力750kW／基）
イ 送配電線設備	一式
ウ 変圧設備開閉所	1箇所
エ 航空障害灯	2本
オ 管理棟施設	
・管理棟	一棟
・遠隔監視通信設備	一式
・給排水処理設備	一式
カ 簡易トイレ	2棟

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とします。

(1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 次の地方税及び国税について、未納の徴収金がないこと。

ア 本社又は支社等の所在地が津市内の場合、市税について未納の徴収金がないこと。

イ 法人税（個人にあっては申告所得税）並びに消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (4) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (5) 風力発電事業に係る発電施設の運営及び維持管理業務について実績を有すること。
- (6) 三重県、愛知県及び岐阜県内に本社又は支社等が所在すること。

3 条件付入札参加申込書等の配布について

- (1) 期間 平成24年3月27日（火）から平成24年4月10日（火）まで
- (2) 場所 津市環境部環境政策課（市本庁舎3階）

4 仕様書に関する質問等について

- (1) 仕様書の内容について質問がある場合は、指定の「仕様書に関する質問書」により質問項目をご提出ください。
 - ア 提出期限 平成24年4月4日（水）午後5時15分まで
 - イ 提出場所 津市環境部環境政策課（市本庁舎3階）
 - ウ 提出方法 持参、ファクス又は電子メール
 - エ その他 電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問については、受け付けません。

(2) 質問に対する回答

質問項目に対する回答につきましては、条件付入札参加申込書等を交付した者全員に、平成24年4月6日（金）に配布、ファクス又は電子メールにより回答します。

なお、回答は質問項目及びそれに対する回答のみとし質問者の氏名等は公表しません。

また、回答に対する再質問は受け付けませんので、質問書には質問内容を明確に記載してください。

5 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
 - ア 提出期限 平成24年4月10日（火）午後5時15分必着
 - イ 提出場所 津市環境部環境政策課（市本庁舎3階）

ウ 提出方法 持参又は郵送

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

(2) 提出書類

津市条件付一般競争入札参加申込書及び必要な添付書類

なお、津市条件付一般競争入札参加申込書等には、会社名（支店又は営業所名）、代表者名を必ず記入し、印鑑は条件付入札参加資格審査申請時に届け出た使用印（社印、代表者印）を押印してください。入札参加資格の審査結果については、平成24年4月13日（金）に文書にて通知します。

6 入札及び開札の日時等

平成24年4月20日（金）午前9時30分から

なお、入札時（入札開始前）には入札者確認票を提出してください。（入札用封筒に入れずに入札会場へお持ちください。）代表者本人が参加する場合でも必要となります。

7 入札及び開札の場所

津市本庁舎 3階31会議室

8 入札保証金

免除

9 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

11 その他の注意事項

(1) 指定の入札書により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封入し入札を行ってください。入札金額は、総合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）を記入してください。

また、指定の入札書を使用するとともに、再度入札（原則として2回）を行う可能性がありますので、準備してください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わざ、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札者の決定は、予定価格以上の最高価格入札者とします。

- (3) 最高価格入札者が2者以上の場合には、くじ引きにより落札者を決定します。
- (4) この入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (6) 落札者決定後は津市及び落札者と仮契約の締結を行うものとし、津市議会議決後に速やかに本契約の締結を行います。
- (7) その他、入札者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札に臨んでください。

【問い合わせ先】

津市環境部環境政策課環境共生担当

電話番号 059-229-3212

FAX 059-229-3354

E-mail 229-3139@city.tsu.lg.jp

津市公告第41号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により次のとおり公告します。

平成24年3月29日

津市長 前葉泰幸

1 指定にかかる道路の種類

第42条第1項第5号

2 指定の年月日

平成24年3月28日

3 指定道路の位置

津市大園町90番1

4 指定道路の延長及び幅員

延長 30.6メートル

幅員 5.0メートル

津市公告第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成24年3月23日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市安濃町妙法寺字山敷京地892番地の一部、字木羽佐間833番2、同町今徳字迎山79番地の一部ほか1筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市安濃町妙法寺892番地

社会福祉法人 聖フランシスコ会

理事長 秋元 眞樹

津市公告第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成24年3月27日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市美川町21番地1の一部ほか2筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市羽所町556番地

中部立地計画株式会社

代表取締役 島 幸一

津市水道局告示第5号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成24年3月26日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名 称	所 在 地	指定年月日
小林住設	鈴鹿市稻生こがね園17番3号	平成24年3月15日

津市消防本部訓令第2号

消防本部

津市消防音楽隊規程を次のように定める。

平成24年3月21日

津市消防長 山口精彦

津市消防音楽隊規程

津市消防音楽隊規程（平成18年津市消防本部訓令第8号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 演奏活動を通じて消防広報を効果的に推進するとともに、市民の防災意識の高揚を図ることを目的として、津市消防本部に津市消防音楽隊（以下「音楽隊」という。）を置く。

（編成）

第2条 音楽隊は、隊長、副隊長、楽長、副楽長及び隊員をもって編成する。

（音楽隊員の任命）

第3条 音楽隊の隊員（以下「音楽隊員」という。）は、消防職員のうちから消防長が任命する。

（隊長、副隊長、楽長及び副楽長）

第4条 隊長及び副隊長は、音楽隊員のうちから消防長が任命する。

2 隊長は、音楽隊に関する業務を掌理し、音楽隊員を指揮監督する。

3 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 楽長及び副楽長は、音楽隊員のうちから隊長が指名する。

5 楽長は、音楽技術の指導その他消防長が別に定める事務を行う。

6 副楽長は、楽長を補佐し、楽長に事故があるとき、又は楽長が欠けたときは、その職務を代理する。

（音楽隊員の演奏等）

第5条 音楽隊員が属する所属の長は、特別の支障がない限り、隊長が別に指定する日に、音楽隊の演奏等に音楽隊員を出席させるよう努めなければならない。

（消防広報演奏）

第6条 音楽隊は、次に掲げる場合に消防広報演奏を行うものとする。

- (1) 本市が行う式典又は行事のうち、本市の消防広報に効果があると認められる場合
- (2) 公共的団体から音楽隊の派遣の要請があり、本市の消防広報に効果があると認められる場合
- (3) その他消防長が必要と認める場合
(演奏服等)

第7条 音楽隊員は、演奏時に演奏服等を着用するものとする。

2 音楽隊員の演奏服等は、津市消防職員被服等貸与規程（平成18年津市消防本部訓第12号）の定めるところによる。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

津市教育委員会委員長 中 湖 喬

津市教育委員会規則第 1 号

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則（平成 18 年津市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 21 号中「3 学級」を「4 学級」に改め、同条第 29 号中「2 学級」を「3 学級」に改め、同条第 41 号中「7 学級」を「6 学級」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

津市教育委員会委員長 中 湖 喬

津市教育委員会規則第2号

就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表学区一覧表1 小学校の表椋本小学校学区の項を削り、同表明小学校学区の項中「芸濃町椋本の一部、」を削り、「椋本小学校学区」を「芸濃小学校学区」に、「芸濃町忍田」を「、芸濃町忍田（芸濃小学校学区に含まれる区域を除く。）」、「芸濃町椋本の一部」に改め、同表雲林院小学校学区の項を削り、同表安西小学校学区の項中「安西小学校学区」を「芸濃小学校学区」に、「芸濃町小野平」を「芸濃町椋本（明小学校学区に含まれる区域を除く。）」、「芸濃町小野平」に改め、「芸濃町岡本」の次に「、芸濃町雲林院、芸濃町河内、芸濃町中縄の一部、芸濃町忍田の一部」を加える。

別表学区一覧表2 中学校の表芸濃中学校学区の項中「椋本小学校学区、明小学校学区、雲林院小学校学区及び安西小学校学区」を「明小学校学区及び芸濃小学校学区」に改める。

第4号様式の2を次のように改める。

第4号様式の4を次のように改める。

第7号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(表)

指導に関する記録

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学級							
		整理番号							

(裏)

児童氏名	
------	--

行動の記録															
項目	学年	1	2	3	4	5	6	項目	学年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣								思いやり・協力							
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護							
自主・自律								勤労・奉仕							
責任感								公正・公平							
創意工夫								公共心・公徳心							

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第 1 学 年		第 4 学 年	
第 2 学 年		第 5 学 年	
第 3 学 年		第 6 学 年	

出欠の記録

区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

(表)

指導に関する記録

生徒氏名	学校名	区分	学年	1	2	3
			学級			
			整理番号			

各教科の学習の記録											
I 観点別学習状況											
教科	観点	学年	1	2	3	教科	観点	学年	1	2	3
国語	国語への関心・意欲・態度										
	話す・聞く能力										
	書く能力										
	読む能力										
	言語についての知識・理解・技能										
社会	社会的事象への関心・意欲・態度										
	社会的な思考・判断・表現										
	資料活用の技能										
	社会的事象についての知識・理解										
II 評定											
数学	数学への関心・意欲・態度						学年	国語	社会	数学	理科
	数学的な見方や考え方						1				
	数学的な技能						2				
	数量や図形などについての知識・理解						3				
III 総合的な学習の時間の記録											
音楽	音楽への関心・意欲・態度						学年	学習活動	観点	評価	
	音楽表現の創意工夫						1				
	音楽表現の技能										
	鑑賞の能力										
美術	美術への関心・意欲・態度										
	発想や構想の能力										
	創造的な技能										
	鑑賞の能力										
保健体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度						2				
	運動や健康・安全についての思考・判断										
	運動の技能										
	運動や健康・安全についての知識・理解										
技術・家庭	生活や技術への関心・意欲・態度						3				
	生活を工夫し創造する能力										
	生活の技能										
	生活や技術についての知識・理解										
外国語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度					特別活動の記録					
	外国語表現の能力					内容	観点	学年	1	2	3
	外国語理解の能力										
	言語や文化についての知識・理解										
						学級活動					
						生徒会活動					
						学校行事					

(裏)

生徒氏名	
------	--

行動の記録									
項目	学年	1	2	3	項目	学年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公徳心				

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第 1 学 年	
第 2 学 年	
第 3 学 年	

出欠の記録

区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1						
2						
3						

第7号様式（第8条関係）

(学校名)

印)

年月分 津市立小・中学校児童・生徒出欠席月末統計表

学年	月末在籍児童生徒数			総授業日数	忌引日数	出席停止日数	出席しなければならない総日数	総欠席日数		総出席日数
	普通	特別支援	計					病気	事故	
1学年										
2学年										
3学年										
4学年										
5学年										
6学年										
計										
授業日数	長期欠席者数	転入者数	転出者数	出席停止者数		備考				
日	人	人	人	人		人				

(注) 総授業日数については、次の算式により算出すること。

月末在籍児童生徒数×授業日数－転入者の転入までの授業日数+転出者及び死亡者の授業日数

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

津市教育委員会委員長 中 湖 喬

津市教育委員会規則第3号

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則（平成18年津市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2各事務所（久居事務所を除く。）の部教育総務担当の項中「白山事務所」を「芸濃事務所、白山事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

津市教育委員会委員長 中 湖 喬

津市教育委員会規則第 4 号

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表小学校印の項及び小学校長印の項中「55」を「53」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

津市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

津市教育委員会委員長 中 湖 喬

津市教育委員会規則第5号

津市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

津市学校体育施設の開放に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

第14条中「教育委員会が」を削る。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

学校体育施設利用団体登録申請書

年　月　日

(宛先) 津市教育委員会

団体名

(〒)

住 所

代表者 氏 名

印

電 話

次のとおり団体登録を受けたいので申請します。

設立年月日	年　月　日	会員	約　人 (別紙のとおり)
設立目的			
主な活動内容			
団体の種類	<input type="checkbox"/> 自治会 <input type="checkbox"/> PTA <input type="checkbox"/> 子ども会 <input type="checkbox"/> スポーツ少年団 <input type="checkbox"/> 総合型地域文化・スポーツクラブ <input type="checkbox"/> 一般団体（上記に掲げる団体以外の団体）		
会費等の徴収	無・有(　　円)		

(注) 会則、会員名簿等団体としての活動の参考になるものがありましたら、提出をお願いします。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市学校体育施設の開放に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後における申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成24年3月22日

津市教育委員会

委員長 中 湖 喬

1 招集の日時 平成24年3月23日（金）午後2時から

2 招集の場所 大会議室A

3 会議の事件

（1）津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について

（2）津市教育委員会公印規則の一部の改正について

（3）津市立幼稚園則の一部の改正について

（4）就学等に関する規則の一部の改正について

（5）津市学校体育施設の開放に関する規則の一部の改正について

（6）「阿保家大砲関連資料並びに同鑄物師関連資料」の市指定文化財の
指定について

（7）平成24年度津市学校教育推進計画（案）について

津市教育委員会告示第4号

津市文化財保護条例（平成18年津市条例第245号）第5条第1項の規定により、津市指定有形文化財に指定するので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年3月28日

津市教育委員会委員長 中 湖 喬

種 別	有形文化財（歴史資料）
名 称	阿保家大砲関連資料並びに同鑄物師関連資料
員 数	84点
所在地	津市乙部2110番地（津市歴史民俗資料収蔵庫）
所有者	阿保 忠
保管者	津市教育委員会

津市選挙管理委員会告示第11号

平成24年3月21日執行の高野井土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成24年3月22日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

記

別紙のとおり

第 1 選 挙 区		津市一志町八太988番地		中山 和人
住 所	氏 名	津市一志町片野553番地69	米田 敏伸	
津市一志町高野1332番地	大市 誠一	津市一志町片野494番地1	谷口 肇	
津市一志町高野1149番地3	村主 熟	津市久居桜が丘町1730番地175	北畠 瞳男	
津市一志町高野1158番地3	倉田 晴夫	津市一志町八太659番地1	川合 國隆	
津市一志町高野1085番地2	大市 正志	津市一志町八太1655番地1	佐野 勉	
津市一志町高野1422番地	稻垣 宗男	津市一志町八太476番地9	藤岡 久男	
津市一志町高野1072番地1	稻垣 進	第 7 選 挙 区		
津市一志町高野1250番地	稻垣 祐二	住 所	氏 名	
津市一志町高野1122番地	大市 伸英	津市一志町片野237番地	森川 眞澄	
第 2 選 挙 区		第 8 選 挙 区		
住 所	氏 名	住 所	氏 名	
津市一志町其倉212番地	長脇 旭	津市須ヶ瀬町1552番地3	渡邊 久錦	
第 3 選 挙 区		津市須ヶ瀬町1637番地	前葉 將	
住 所	氏 名	津市須ヶ瀬町1573番地2	吉崎 泰一	
津市一志町田尻139番地2	倉田 浩	津市須ヶ瀬町909番地	佐藤 三郎	
第 4 選 挙 区		津市須ヶ瀬町1607番地1	杉山 泰彦	
住 所	氏 名	津市須ヶ瀬町1598番地	中橋 初治	
津市一志町日置367番地	奥田 雅秀	第 9 選 挙 区		
津市一志町日置400番地	森川 益実	住 所	氏 名	
第 5 選 挙 区		津市一志町其村529番地	海津 幹雄	
住 所	氏 名	津市一志町其村570番地	山口 正美	
津市庄田町2935番地	前川 正行	第 10 選 挙 区		
津市庄田町2812番地	岸江 勉	住 所	氏 名	
第 6 選 挙 区		津市一志町庄村250番地	正後 茂	
住 所	氏 名	津市一志町庄村274番地	大倉 義也	
津市一志町八太966番地	中山 清平	津市一志町庄村326番地	田端 正輝	

津市選挙管理委員会告示第12号

平成24年3月22日執行の高野井土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により告示する。

平成24年3月22日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

記

別紙のとおり

第 1 選 挙 区		津市一志町八太988番地		中山 和人
住 所	氏 名	津市一志町片野553番地69	米田 敏伸	
津市一志町高野1332番地	大市 誠一	津市一志町片野494番地1	谷口 肇	
津市一志町高野1149番地3	村主 熟	津市久居桜が丘町1730番地175	北畠 瞳男	
津市一志町高野1158番地3	倉田 晴夫	津市一志町八太659番地1	川合 國隆	
津市一志町高野1085番地2	大市 正志	津市一志町八太1655番地1	佐野 勉	
津市一志町高野1422番地	稻垣 宗男	津市一志町八太476番地9	藤岡 久男	
津市一志町高野1072番地1	稻垣 進	第 7 選 挙 区		
津市一志町高野1250番地	稻垣 祐二	住 所	氏 名	
津市一志町高野1122番地	大市 伸英	津市一志町片野237番地	森川 眞澄	
第 2 選 挙 区		第 8 選 挙 区		
住 所	氏 名	住 所	氏 名	
津市一志町其倉212番地	長脇 旭	津市須ヶ瀬町1552番地3	渡邊 久錦	
第 3 選 挙 区		津市須ヶ瀬町1637番地	前葉 將	
住 所	氏 名	津市須ヶ瀬町1573番地2	吉崎 泰一	
津市一志町田尻139番地2	倉田 浩	津市須ヶ瀬町909番地	佐藤 三郎	
第 4 選 挙 区		津市須ヶ瀬町1607番地1	杉山 泰彦	
住 所	氏 名	津市須ヶ瀬町1598番地	中橋 初治	
津市一志町日置367番地	奥田 雅秀	第 9 選 挙 区		
津市一志町日置400番地	森川 益実	住 所	氏 名	
第 5 選 挙 区		津市一志町其村529番地	海津 幹雄	
住 所	氏 名	津市一志町其村570番地	山口 正美	
津市庄田町2935番地	前川 正行	第 10 選 挙 区		
津市庄田町2812番地	岸江 勉	住 所	氏 名	
第 6 選 挙 区		津市一志町庄村250番地	正後 茂	
住 所	氏 名	津市一志町庄村274番地	大倉 義也	
津市一志町八太966番地	中山 清平	津市一志町庄村326番地	田端 正輝	

津市選挙管理委員会告示第13号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項に規定する各選挙区における津市農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりであるので同条第5項の規定により告示する。

平成23年津市選挙管理委員会告示第57号は、廃止する。

平成24年3月31日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

第1選挙区	725人
第2選挙区	515人
第3選挙区	383人
第4選挙区	905人
第5選挙区	417人
第6選挙区	483人
第7選挙区	431人
第8選挙区	564人
第9選挙区	413人
第10選挙区	549人
第11選挙区	456人

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成24年3月19日

津市監査委員 渡邊 昇
津市監査委員 駒田 修一
津市監査委員 横山 敦子
津市監査委員 宇陀 照良

記

第1 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成23年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成22年度以前のものを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第2 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の山崎正行、田矢修介がその合議に関与したものであるが、それぞれ平成24年2月15日付で退任し、同月16日付で新たに議員のうちから選任された監査委員の横山敦子、宇陀照良が当該報告を提出することについて、それぞれ事務を引き継いだ。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成23年12月7日から平成24年2月9日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、その是正措置を講じることを求める事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項又はこれらの事項がない財産区については、特に記載していない。

なお、市長は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置通知を提出されたい。

1 波瀬財産区

関係団体への関与について、波瀬財産区を所管する波瀬出張所の職員は、同出張所内において、ある財団法人名義の預金通帳及び印鑑を保管していたが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、当該団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれたい。

以上

津市監査委員告示第3号

平成24年2月14日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年3月30日付けで下記のとおり請求人(代理人)に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成24年3月30日

津市監査委員 渡邊 昇
津市監査委員 駒田 修一
津市監査委員 横山 敦子
津市監査委員 宇陀 照良

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

住民監査請求書は、平成24年2月14日付けで受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 濱 村 照道
津市 西 尾 美代子
津市 谷 田 好 美
津市 濱 村 美保子
津市 濱 村 多美子
津市 大 谷 剛 三
津市 大 谷 町 子
津市 坂 本 英 夫
津市 大 内 慧津子
津市 脇 谷 千津子
津市 黒 岩 敏 栄
津市 長 井 民 生

3 代理人

津市丸之内33番26号(三重合同法律事務所)
弁護士 村田正人

弁護士 木 村 夏 美

4 請求の概要

住民監査請求書、事実を証する書面及び平成24年2月28日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

市は、新最終処分場の計画地（以下「本件計画地」という。）を美杉町下之川地内に決定し、市議会の議決により、順次、本件計画地内の土地の所有者と土地売買契約を締結して当該土地を購入した。当該土地の購入単価は1平方メートル当たり500円（立木代別途）で、購入済みの土地の総面積は303,087.51平方メートルであり、購入代金の総額は151,903,500円であるが、当該土地の売買契約の締結及び当該土地の購入代金の支出は、財務会計上の違法があり、税金の無駄使いであって、違法又は不当な公金の支出、違法又は不当な財産の取得、管理又は処分、違法又は不当な契約の締結又は履行、違法又は不当な債務その他の義務の負担である。詳述すると次のとおりである。

ア 不適切な本件計画地・水源汚染のおそれ

本件計画地は、市役所から40キロメートル強の遠隔地で、中山間地として不便な土地であり、地価としてはせいぜい50円弱の土地である。本件計画地は、自然豊かな土地であって、市民の水源の森である。

また、本件計画地の下流域には、井戸水を生活用水として使用する家庭が存在するが、新最終処分場が操業し、汚染水の地下水への流出が起きた場合において、井戸水に与える影響を十分に調査したとはいひ難く、立地上の安全性に問題がある。

本件計画地の決定という前提行為が違法であれば、財務会計行為に違法性が承継する。そういう意味で、本件計画地がどうかという点も重要な問題である（代理人陳述）。

イ 新最終処分場計画の実現の困難性

本件計画地内の土地の所有者の中には、土地を売却しないとする者があり、同人が売却しなければ、本件計画地内の赤道、青道の用途廃止や付替えができず、新最終処分場計画は実現しないものである。

ウ 地価の10倍の高値購入

三重県の近傍土地の評価によれば、本件計画地より地価が高いと予

想される松阪市飯南町上仁柿の土地の評価額は、平成23年地価調査価格一覧表では1平方メートル当たり42円である。これを基に既に購入した本件計画地内の土地の購入代金の総額を試算すると12,729,675円であり、市の購入代金の総額（151,903,500円）は、139,173,825円も超過している。

エ 地目無視の一括購入の不合理性

市が購入した土地は、山林、田、畠及び原野で、地目や利用形態がそれぞれ異なるにもかかわらず、1平方メートル当たり一律500円で評価したことは、地目の相違を無視した不合理な買収である。

オ 立木含みでも高すぎる価格

美杉町内の山林23.6ヘクタールが25,000,000円で売り出されており、檜95年生、杉・檜65年生と40年生等がある土地においても、立木込みで1平方メートル当たり100円でしかなく、1平方メートル当たり500円の単価は明らかに過大な評価である。

カ 5倍を超える高値

1平方メートル当たり500円の単価は、三重県の評価による1平方メートル当たり42円と比較して10倍以上の高値であり、公共用地の取得の5倍基準を考慮しても、この基準をはるかに超えるものである。

キ 市の固定資産税評価額の10倍以上の高値の不合理性

本件計画地内の未買収地の固定資産税に係る評価証明書によると、山林は1平方メートル当たり20円、田は1平方メートル当たり40円であり、これは市が評価した評価額である。税務署の査定による倍率方式においても1倍としか評価されていない土地である。

ク 不動産鑑定評価の適正性について（代理人陳述）

公文書の開示請求をしたところ、3件の不動産鑑定評価を依頼していたが、その中身については開示されなかったため、問題点を指摘できない。一番大事なことは、近隣土地の評価が、どのように評価されているのかということであり、市の意向に沿った鑑定がなされていないか、監査すべきである。

（2）求める措置の内容

監査委員は、違法行為のは正のため、当該契約に関与した責任者である新旧市長（個人）、決裁権者（個人）に対する損害賠償請求等、かかる

べき措置を講じることを市長に勧告せよ。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、本件計画地内の土地の売買契約の締結及び売買代金の支出に係る財務会計行為が違法行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を環境部新最終処分場建設推進課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、新最終処分場建設推進課が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件計画地の決定の経緯について

ア 旧候補地の選定から新候補地の公募まで

合併前に白銀環境清掃センターを管理運営していた津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合（以下「旧組合」という。）は、平成6年11月21日の構成市町村長会議において、同センターの第2期最終処分場（以下「現最終処分場」という。）に替わる新最終処分場を整備するための候補地について、久居・一志地域において確保することなどを合意（以下「旧組合合意」という。）した。旧組合は、平成8年度に実施した適地詳細調査業務委託の報告書で適地であると評価された白山町三ヶ野地内を候補地（これを「旧候補地」という。）として選定したが、旧候補地の選定に当たっては、行政が一方的に進めてきたことなどを理由に地元住民の理解が得られず、新最終処分場の整備に向けた取組が進まないまま、合併により市がその事務事業を引き継ぐこととなった。

その後も旧候補地の地元住民の理解が得られない状況が続く中、市当局は、現最終処分場の逼迫した状況、新最終処分場の整備に要する

期間を考慮し、平成19年11月に新たな候補地（これを「新候補地」という。）を選定することとし、選定に当たっては、透明性・公平性の確保が図れることなどを理由に公募方式を採用することとした。

イ 新候補地の公募から本件計画地の決定まで

新候補地の公募に当たっては、旧組合合意を尊重し、久居、香良洲、一志、白山及び美杉の各地域を募集対象地域とし、公募の期間は平成19年11月22日から平成20年2月29日までとした。

公募の結果、美杉町下之川地内で2箇所、白山町垣内地内で2箇所の応募地があり、その中から新候補地を選定するに当たっては、学識経験者3人の委員で構成する新最終処分場候補地選定委員会を設置し、同委員会の公開による3回の会議を経て、平成20年7月9日付で、新最終処分場候補地選定に係る意見書が提出された。この意見書では、概ね12ヘクタール以上の一団の土地が確保できる見込みがあること、施設等の建設に支障となる土地利用上の法規制がないことなど、新候補地選定に当たっての基本的な考え方などが示された。

市当局は、この意見書を参考に、4箇所の応募地のうち、まず、美杉町下之川字大原地内の応募地については、保安林の指定の解除が非常に困難であること、また、白山町垣内字峯山地内の応募地については、概ね12ヘクタールの一団の土地の確保が見込めない状況であることなどの理由から、新候補地の選定対象から外し、残る白山町垣内字南布引地内の応募地、美杉町下之川字高山・西狭間地内の応募地（以下「下之川応募地」という。）については、現最終処分場の逼迫した状況、新最終処分場の整備に要する期間、地元との合意形成を最優先にすることなどの観点から検討した。その結果、白山町垣内字南布引地内の応募地については、経済性・利便性の点では下之川応募地よりやや優位ではあるものの、隣接の自治会から反対書面が複数提出されたため、地域との合意形成は相当の期間を要することを懸念する一方、下之川応募地については、住民等による新最終処分場の建設を考える協議会が設立されており、新最終処分場の早期整備に向けた協力を得られることが期待できるものと考え、下之川応募地を新候補地に選定した。

新候補地の選定後、美杉町下之川地区、多気地区、竹原地区における住民説明会等を経て、市長と美杉町下之川地区自治会連合会長は、

平成20年12月30日付で、新候補地（下之川応募地）を新最終処分場の建設地とすることなどについて、基本協定書を締結し、これにより、本件計画地を決定したものである。

（2）新最終処分場の整備に関する計画について

ア 津市総合計画

津市総合計画（平成20年3月策定）は、まちづくりを戦略的かつ重点的に推進するための重点プログラムを編成しているが、新最終処分場の整備については、持続可能な地域形成プログラムの中で位置付けており、環境に配慮した安全で安心な処理方式の採用による新最終処分場の建設を推進するとしている。

イ 津市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び同法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき策定した津市一般廃棄物処理基本計画（平成21年3月策定）は、資源化処理ができないごみを埋立処分する量（最終処分量）について、同計画の目標年度とする平成29年度までに、年間8,000トンに削減（平成19年度（年間15,883トン）対比49.6パーセント減）することを目標とし、現最終処分場の使用期限が迫る一方で、新最終処分場の整備は一般的に調査・計画段階を含めて5年以上必要であるとして、平成28年度の供用開始に向けて、新最終処分場の早期整備を推進するとしている。

ウ 津市新最終処分場等施設整備基本計画

新最終処分場及び関連施設を整備するための基本計画として策定した津市新最終処分場等施設整備基本計画（平成21年3月策定。以下「施設整備基本計画」という。）は、津市一般廃棄物処理基本計画に基づくとともに、市が平成19年度に作成した津市新最終処分場整備構想等検討調査報告書の内容を踏まえて定めたものである。

全体計画においては、植生、水系等の自然環境要素との連携を図ることによって、地域生態系への負荷の軽減を図るとともに、周辺景観との融和を図るという観点を踏まえ、緩衝緑地帯の設置、残地森林の確保等により森林の持つ多面的機能を生かした施設整備を図るとし、新最終処分場等の施設整備の区域を本件計画地の区域として示している。最終処分場基本計画においては、新最終処分場は、循環型社会形

成に寄与する「エコ処分場」として整備するとし、埋立構造、埋立形式、構造パターン、被覆設備の基本事項を示し、本件計画地の地形、地質等の条件を考慮した検討内容等について、埋立地基本形状計画及び浸出水処理施設計画において示している。

なお、施設整備基本計画における新最終処分場施設整備の概要は、次の表に示すとおりである。

【新最終処分場施設整備の概要】

埋立構造	準好気性埋立構造
埋立形式	クローズドシステム処分場（覆蓋移動タイプ）
構造パターン	地下式
埋立容量	180,000 m ³
埋立計画期間	15年間（平成28年度～平成42年度）
浸出水処理	循環利用（無放流）

(3) 本件計画地内の土地の取得について

ア 不動産鑑定評価について

本件計画地内の土地（以下「本件土地」という。）の取得価格の決定に当たって、新最終処分場の整備用地（市道多気下之川線からの進入路用地（以下「進入路用地」という。）を除く。）にするための本件土地については、平成21年2月2日付で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項に定める不動産鑑定登録業者（以下「不動産鑑定業者」という。）3社（以下「A社」、「B社」、「C社」という。）に対し、同一の鑑定条件の下で、それぞれ不動産鑑定評価を依頼し、A社、B社及びC社の不動産鑑定士から鑑定評価書が提出されている。

次に、進入路用地にするための本件土地については、平成22年2月16日付で、A社に対し、不動産鑑定評価を依頼し、A社の不動産鑑定士から鑑定評価書が提出されている。

イ 土地売買契約の締結等について

本件土地の取得に当たって、新最終処分場建設担当参事兼課長、担当理事又は副市長の決裁により、本件土地を所有する相手方（相続人、相続財産管理人を含む。）と土地売買仮契約を締結している。売買代金の総額は151,903,500円、不動産登記簿上の総面積は303,087.51平方メートル（総筆数：216筆）であった。

土地売買仮契約の締結を受けて、市長は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）第3条に定める財産を取得する場合の地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく議決を得るため、市議会定例会に財産の取得についての議案を提出し、それぞれ賛成多数で可決する議決（以下「本件議決」という。）を得た（下表「本件議決一覧」参照）。

本件議決により土地売買仮契約の停止条件が成就したため、本契約としての効力が生じ、本件土地が市に引き渡され、市は売買代金を支払った。それぞれの土地売買仮契約の締結日、議決後の支出負担行為日及び売買代金の支出命令日並びに売買代金の支払日は、別表「財務会計行為目録」に示すとおりである。

【本件議決一覧】

市議会定例会	議案番号	議決日
平成22年第2回市議会定例会	第83号	平成22年6月21日
平成22年第3回市議会定例会	第97号	平成22年9月27日
平成22年第4回市議会定例会	第120号	平成22年12月20日
平成23年第1回市議会定例会	第18号	平成23年3月25日
平成23年第2回市議会定例会	第63号	平成23年7月7日
平成23年第3回市議会定例会	第80号	平成23年9月26日

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

（1）本件監査請求の適法性に係る判断

ア 不適法な監査請求であると判断したもの

本件監査請求のうち、次の監査請求は、不適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とはすることはできない。

（ア）本件計画地の決定行為を対象とした監査請求

（イ）次の表に掲げる財務会計行為（本件土地の取得に係る土地売買仮契約の締結、土地売買代金の支出負担行為及び支出命令並びに支払）を対象とした監査請求

【監査の対象とはできない財務会計行為】

財務会計行為目録 の契約書番号	財務会計行為
1～35	仮契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払

36	仮契約の締結、支出負担行為
37～45	仮契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払
46、47	仮契約の締結、支出負担行為
48～60	仮契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払
61～65、69、70、 72～74、76、80～ 82、84、85	仮契約の締結

イ 適法な監査請求であると判断したもの

本件監査請求のうち、次の表に掲げる財務会計行為（本件土地の取得に係る土地売買仮契約の締結、土地売買代金の支出負担行為及び支出命令並びに支払）を対象とした監査請求については、適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

【監査の対象とした財務会計行為】

財務会計行為目録 の契約書番号	財務会計行為
36	支出命令、支払
46、47	支出命令、支払
61～65	支出負担行為、支出命令、支払
66～68	仮契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払
69、70	支出負担行為、支出命令、支払
71	仮契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払
72～74	支出負担行為、支出命令、支払
75	仮契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払
76	支出負担行為、支出命令、支払
77～79	仮契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払
80～82	支出負担行為、支出命令、支払
83	仮契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払
84、85	支出負担行為、支出命令、支払
86、87	仮契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払

(2) 適法な監査請求に係る判断

監査の対象とした財務会計行為について、違法行為に当たるという請求人の主張は、是認することはできないものと判断した。

3 結論に至った理由

結論のうち、不適法な監査請求であると判断した理由及び適法な監査請求に係る請求人の主張は是認できないと判断した理由について、次のとおりである。

(1) 不適法な監査請求に係る判断理由について

ア 本件計画地の決定行為について

地方自治法第242条第1項の規定に基づく監査請求は、地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるとときに、当該地方公共団体が被った財産上の損害を是正し、又は損害を被ることを防止するため、当該地方公共団体の住民に監査請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものである。このことから、監査請求の対象が財務会計上の行為又は怠る事実に限られることは、監査請求制度の趣旨に照らして明らかであるが、財務会計行為の原因となった先行する行政上の行為（非財務会計行為）が法令に違反して許されない場合の当該財務会計行為もまた違法になり得るという、いわゆる違法性の承継の法理の下、財務会計行為に先行する非財務会計行為及び当該財務会計行為の違法性を監査請求の対象とすることは許されると解する一方で、非財務会計行為の違法性を監査請求の対象とすることが無制限に許されるとすれば、本来的には監査請求の対象とすることができない行政上の意思決定等の行為の違法性について、事実上、監査請求及び地方自治法第242条の2第1項第1号又は第4号の規定に基づく住民訴訟を通じて、広く争い得るという不合理な事態を生じさせることになり、違法性の承継の法理の下でなされる監査請求については、各々の事情に応じて、その適法性が判断されるべきものと解するのが相当である。

そこで、本件監査請求における主張の要旨について見ると、本件計画地の地理的条件及び立地上の安全性に問題があると指摘し、本件計画地の決定という前提行為が違法であれば、本件土地を取得するための財務会計行為に違法性が承継すると主張している（主張の要旨ア「不適切な本件計画地・水源汚染のおそれ」）。

陳述を聴くと、代理人は「買収単価の価格が高すぎて違法」という財務会計行為そのものに違法事由があることを監査請求の動機として述べる一方、請求人自身（複数）は「市民の財産である里山（略）、

そして森を守って、そしてこれからも水を守っていきたい」ことや、「津市の（略）命の源である水を守る」など、本件計画地を決定した行為について問題視した趣旨の監査請求の動機を述べているが、そのすべての主張を踏まえて検討すると、本件監査請求は、その対象とする財務会計行為そのものに違法事由がある（本件土地の取得価格が固定資産税評価額等に比して10倍以上高額であることなど）から、当該財務会計行為により市が被ったとする損害の補填を求めていることは明らかであるといえるものであり、違法性の承継の法理の下、本件計画地を決定した行為（前提行為）の違法性を主張しなければ本件土地の取得に係る財務会計行為の違法性を問えないという論理的必然性は認められないである。このことから、本件計画地を決定した行為について監査請求の対象とすることが許されるとすれば、本件土地の取得に係る財務会計行為の違法性に関連付けることによって、市の一般廃棄物行政に係る意思決定等の行為の是非について、事実上、監査請求及び住民訴訟を通じて、広く争い得るという不合理な事態を生じさせることになり、監査請求制度の趣旨を逸脱するものといわなければならぬ。

したがって、本件監査請求のうち、本件計画地を決定した行為を対象とした監査請求については、適法性を是認することはできないものと判断した。

イ 財務会計行為について

財務会計行為を対象とする監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできない」（地方自治法第242条第2項本文）とする監査請求の期間制限を定めており、監査請求が適法であるためには、同項ただし書が定める正当な理由があるときを除き、監査請求期間内に行われたものであることが必要であり、当該行為とは、公金の支出は廣義の意味において、支出負担行為及び支出命令並びに支払といった財務会計行為の一連の手続ではあるものの、支出負担行為及び支出命令は、普通地方公共団体の長の権限に属する一方、支払については、会計管理者の権限に属し、その適用される財務会計上の法令の内容も同一ではないため、それぞれに独立した財務会計行為をいうものと解すべきであって、監査請求期間は、それぞれ当該行為のあった日から各別に計算すべきものと

解するのが相当である。

このような観点から平成24年2月14日になされた本件監査請求について見ると、監査の結果の結論で不適法な監査請求であると判断した財務会計行為については、当該財務会計行為のあった日（財務会計行為目録参照）から、それぞれ1年を経過した後、なされたものであることが認められる。

そして、正当な理由については、請求人は何ら主張していないが、正当な理由が認められるのは、当該行為が秘密裡になされ、1年を経過して初めて明らかになった場合などが前提要件であり、これらの財務会計行為は、確認した事実の概要で示したとおり、公然と行われたもので、その過程において秘密裡に行われたという事実は認められないことから、正当な理由がないことは明らかというべきである。

したがって、これらの財務会計行為を対象とした監査請求は、監査請求期間を経過してなされたものとして、不適法な監査請求であると判断した。

（2）適法な監査請求に係る判断理由について

地方自治法は、普通地方公共団体における財産の取得をその長の事務とし（第149条第6号）、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得をする場合は、議会の議決を経なければならないとしている（第96条第1項第8号）ほか、普通地方公共団体の財産の取得がいかなる場合に許されるのか、その対価はいかなる方法により決定するのかといった点について、具体的な定めを置いていない。同法第2条第14項は、最少経費・最大効果の原則を定め、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項は必要最少限の経費の原則を定めているが、これらの原則は、普通地方公共団体が事務を処理するに当たって最大限に努力すべき指針であって、一般的・抽象的に定めたものに過ぎず、普通地方公共団体の財産の取得について具体的に規制するものではないものと解される。その趣旨は、普通地方公共団体が財産を取得するに当たっては、その取得目的である政策遂行上の必要性はもとより、土地取引当事者の個別的・主観的な事情等複雑な要素によって決定される土地の取得価格の相当性等の諸事情を考慮し、時機に応じた的確な判断をしなければならず、そのような事務の性質上、その判断を当該普通地方公共団体の行政について責任を負う長の裁量に委ねたもの

であると解するのが相当であり、このことは、長が提出した財産の取得に係る議案について、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会が議決する場合において同様である。

したがって、普通地方公共団体の長又は職員による土地取得に係る財務会計行為の違法性の有無、当該土地取得に係る議会の議決の違法性の有無については、単に取得価格が適正価格を上回ったか否かを事後的に判断するのみならず、当該土地を取得する具体的な行政目的や必要性がどの程度あったか、当該取得価格の決定が手続的かつ実体的に適正に行われたか否かという諸事情を総合的に考慮の上、普通地方公共団体の長又は職員に裁量権の逸脱、濫用があったか否か、議会の議決に当該普通地方公共団体における財務行政の適正確確保の見地から看過し難い瑕疵があったか否か、という観点をも踏まえて判断するのが相当である。

以上の論旨に照らし、請求人の主張について、次のとおり判断する。

ア 本件土地の取得の必要性について

確認した事実の概要によれば、旧組合から所要の事務事業を引き継いだ市は、新最終処分場の整備について、津市総合計画の重点プログラムに位置付けたが、旧候補地の地元住民の理解が得られない状況が続く中、現最終処分場の逼迫した状況、新最終処分場の整備に要する期間を考慮し、新候補地の選定が必要となった。新候補地の選定に当たっては、旧組合合意を尊重しつつ、その選定過程における透明性・公平性の確保を図ることなどを考慮の上、公募による方法を採用し、新最終処分場候補地選定委員会の専門的見地からなされた意見を参考に検討した結果、下之川応募地を新候補地に選定し、美杉町下之川地区自治会連合会との合意の下、本件計画地を決定した。

そして、津市一般廃棄物処理基本計画では、現最終処分場の使用期限が迫る一方で、新最終処分場の整備は5年以上必要であるとして、平成28年度の供用開始に向けて、新最終処分場の早期整備を推進するものとし、施設整備基本計画において、本件計画地の地形、地質等を考慮の上、施設の規模、方式等について、安全性等の観点から所要の検討を行い、その採用する基本的事項等を定めており、施設整備基本計画に基づき着実に新最終処分場の整備を図る必要があると認められ、これらの事実関係に照らせば、市の一般廃棄物行政の見地から新最終処分場の整備用地の確保が急務であった実情の下、市が本件土地

を取得する必要性は、その行政目的に照らし、相当程度に高いものであつたことが認められる。

また、請求人は「本件計画地内の土地の所有者の中には、土地を売却しないとする者があり、同人が売却しなければ、本件計画地内の赤道、青道の用途廃止や付替えができず、新最終処分場計画は実現しない」と主張しているが、施設整備基本計画における整備区域内には、買収されていない土地（これを「未買収地」という。）が存在し、本件計画地内には、合併前の美杉村が国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第5号の規定に基づき、法定外道路及び法定外水路として国から譲与を受けた、いわゆる赤道及び青道が存在しております、未買収地と接する部分があるなど、市と未買収地の所有者その他の使用収益者は一定の利害関係を有することは否定できない。

しかしながら、これらの法定外公共物は、公共の用に供される市有財産であり、津市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年津市条例第194号）及び同条例施行規則（平成18年津市規則第183号）の定めるところにより、市長がその権限に基づき管理するものであって、法定外公共物の用途の廃止、機能維持のための付替え等の要否については、管理者としての市長が公共的な見地から、当該法定外公共物の機能、構造、受益の状況等を踏まえつつ、公共事業の必要性、利害関係の調整の必要性等といった諸事情を総合的に考慮の上、合理的な行政裁量に基づいて判断すべきものであると解するのが相当であって、未買収地の所有者が未買収地を市に売却しなければ、本件計画地内の赤道、青道の用途廃止や付替えができないと断定することはできず、「新最終処分場計画は実現しない」という請求人の主張は、前提を欠くものとして採用することはできないものであって、市が本件土地を取得する必要性が否定されるものではない。

イ 本件土地の取得価格の相当性について

（ア）地価調査価格及び固定資産税評価額との比較に係る主張について

請求人は、三重県が公表している平成23年地価調査価格一覧表における松阪市飯南町上仁柿地内の山林1平方メートル当たりの価格は42円であること、未買収地の山林1平方メートル当たりの固定資産税評価額は20円で、国税庁が公表している評価倍率表における美杉町下之川地内の山林の倍率が1倍であることを理由に、本

件土地の取得価格（1平方メートル当たりの単価500円）は、地価調査価格及び固定資産税評価額の10倍以上の高値であるとして、本件土地の取得に係る財務会計行為は違法行為に当たると主張している。

請求人が本件土地の取得価格の比較の対象とした地価調査価格は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地規制を適正かつ円滑に実施するため、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第1項の規定に基づき都道府県知事が判定し、公表するもので、林地の価格については、林地の取引事例価格、林業経営を前提とした収益価格等を勘案して決定されるものであり、また、固定資産税に係る土地の評価額（これを「固定資産税評価額」という。）は、地方税法（昭和25年法律第226号）第342条第1項の規定に基づき市町村が固定資産税を課税するため、総務大臣が定めた固定資産評価基準により決定するもので、標準的な山林の評価については、山林の売買実例価格を基に、山林として利用する場合における当該山林の正常な売買価格等を勘案して決定されるものである。

一方、公共用地の取得価格については、公共事業の円滑な遂行と適正な損失補償が確保されなければならないという性質を有し、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）によれば、公共用地のため取得する土地に対しては、正常な取引価格をもって補償するという基本原則を定め、正常な取引価格は、近傍類地の取引価格を基準とし、これらの土地及び取得する土地の位置、形状、環境、収益性その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定するものと定めており、地価調査価格及び固定資産税評価額とはその性質を異にするものである。

したがって、公共用地としての本件土地の取得価格が地価調査価格及び固定資産税評価額より10倍以上高額であるということをもって、不当に高額であるという主張は、当を得ないものというべきである。

(イ) 一般に売り出されている山林価格との比較に係る主張について
請求人は、インターネット上で売り出されている美杉町地域の山

林（立木込み）の1平方メートル当たりの単価は100円であるとし、当該売出価格と比較して、本件土地の取得価格は「明らかに過大な評価である」と主張しているが、事実を証する書面として添付された御杖村森林組合（奈良県宇陀郡御杖村）のホームページ上の資料によれば、「最近の木材価格を参考に当組合で適正価格を設定」していることが説明されており、公共用地の取得価格とはその性質を異にするものであって、公共用地としての本件土地の取得価格が当該売出価格より高額であるということをもって、不當に高額であるという主張は、当を得ないものというべきである。

（ウ）公共用地の取得の5倍基準との比較に係る主張について

請求人は、本件土地の取得価格は「公共用地の取得の5倍基準を考慮しても、この基準をはるかに超えている」と主張しているが、陳述によると、「公共用地の取得の5倍基準」というのは、請求人独自の観念的な基準であると解されるものであり、普通地方公共団体が公共用地の取得価格を決定するに当たって準拠すべきものとはいえないことから、当該主張は採用することはできない。

（エ）不動産鑑定評価の適正性に係る主張（地目無視の一括購入の不合理性に係る主張を含む。）について

請求人は、不動産鑑定評価について、「市の意向に沿った鑑定がなされているいか、監査すべきである」と主張している。「市の意向」の具体的な意味については触れていないが、確認した事実の概要によれば、新最終処分場の整備用地（進入路用地を除く。以下同じ。）とする本件土地の取得価格の決定に当たっては、A社、B社及びC社にそれぞれ不動産鑑定評価を依頼し、また、進入路用地とする本件土地の取得価格の決定に当たっては、A社に不動産鑑定評価を依頼しており、本件土地の取得価格は、これらの鑑定評価額に依拠したものであると考えられる。

市は、公共用地の取得価格の決定に関する手続を定めた条規を制定していないが、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年用地対策連絡会決定。以下「損失補償基準細則」という。）によれば、損失補償基準細則別記1 土地評価事務処理要領第4条第1項は、土地の評価は、原則として標準地比準評価法により行うものとすると定め、第10条は、標準地の評価格は、取引事例比較法に

より求めた価格を基準として、収益還元法又は原価法により求めた価格を参考として求めるものとすると定めており、また、不動産鑑定評価基準（平成14年国土交通省）の各論第1章第1節Ⅲによれば、公共事業の用に供する土地の取得等林地を林地以外のものとするための取引に係る鑑定評価額は、比準価格を標準とし、収益価格を参考として決定するものとすると定めている。

そこで、これらの点を踏まえ、新最終処分場の整備用地に係る不動産鑑定評価及び進入路用地に係る不動産鑑定評価は、いずれもA社に依頼していることを考慮し、A社の不動産鑑定評価（以下「本件鑑定評価」という。）の鑑定評価額の決定過程において、看過し難い著しく不合理な点があるか否かについて、見ることとする。

まず、新最終処分場の整備用地に係る本件鑑定評価の基本的事項について、対象不動産として美杉町下之川字高山地内の現況山林（2筆）の2箇所を現地確認の上、それぞれの対象不動産について、価格の種類は正常価格、価格時点は平成21年3月1日、不動産の種別・類型は林地・更地、依頼の目的は公共用地の取得、鑑定評価方式は、取引事例比較法による比準価格を標準とし、収益還元法による収益価格を参考として、鑑定評価額を決定している。

具体的に見ると、取引事例比較法による比準価格の判定に当たっては、対象不動産と同等の個別の要因を有する標準的画地（現況山林）を設定し、美杉町及び白山村地域における3件の土地（山林）の取引事例を採用して、取引事例に係る取引価格への影響を分析した事情補正は正常と査定、当該取引事例の土地が所在する地域要因の動向等を分析した時点修正を行い、地域格差要因を比較した格差率を査定して、取引事例ごとの標準的画地の査定価格を求め、これらを比較考量して、比準価格を判定している。

また、収益還元法による収益価格を判定するに当たっては、植林から伐採までの林業経営を想定し、木材市場価格による標準的な林業収入から、それに対応する標準的な費用を控除し、還元利回りによって還元して標準的収益を判定している。

そして、これらの試算価格を比較考量し、収益還元法による収益価格は、一般的に林地の収益対応期間は相当長期間で、将来の収益獲得予測に限界があるなどの理由から相対的信頼性は劣ること、林

地について価格支配力を持つ市場参加者は、林地の収益性より宅地開発や公共整備等による地域の将来性、土地保有による資産性等を重視していることから、取引事例比較法による比準価格を対象不動産の試算価格として判定、鑑定評価額を決定しており、このような鑑定評価額の決定過程からすれば、損失補償基準細則及び不動産鑑定評価基準に照らし、不合理な点は認められない。

次に、進入路用地に係る本件鑑定評価の基本的事項について、対象不動産として美杉町下之川字梨木地内の2筆の現況山林を一体とした画地を現地確認の上、価格の種類は正常価格、価格時点は平成22年3月1日、不動産の種別・類型は林地・更地、依頼の目的は公共用地の取得、鑑定評価方式は、取引事例比較法による比準価格を標準とし、収益還元法による収益価格を参考として、鑑定評価額を決定している。

具体的に見ると、取引事例比較法による比準価格の判定に当たっては、標高約330メートル付近の山麓にあって、市道多気下之川線に接面する北方下り傾斜の現況山林の標準的画地を設定し、美杉町及び白山村地域における4件の土地（山林）の取引事例を採用して、取引事例に係る取引価格への影響を分析した事情補正は正常と査定、当該取引事例の土地が所在する地域要因の動向等を分析した時点修正を行い、地域格差要因を比較した格差率を査定して、取引事例ごとの標準的画地の査定価格を求め、これらを比較考量して、比準価格を判定している。

また、収益還元法による収益価格を判定するに当たっては、植林から伐採までの林業経営を想定し、木材市場価格による標準的な林業収入から、それに対応する標準的な費用を控除し、還元利回りによって還元して標準的収益を判定している。

そして、これらの試算価格を比較考量し、新最終処分場の整備用地に係る本件鑑定評価の場合と同様の理由から、取引事例比較法による比準価格を対象不動産の試算価格として判定、鑑定評価額を決定しており、このような鑑定評価額の決定過程からすれば、損失補償基準細則及び不動産鑑定評価基準に照らし、不合理な点は認められない。

さらに、新最終処分場建設推進課は、本件鑑定評価による鑑定評

価額は、三重県の公共事業に伴う用地買収事例における取引価格との均衡が確保されていると陳述しており（住民監査請求に対する陳述書）、三重県の公共事業に伴う用地買収事例（平成16年～平成21年）に係る資料（平成24年2月28日付け津建第642号三重県建設事務所長通知）によれば、美杉町地域に所在する山林の1平方メートル当たりの取引価格は500円の事例が4件、600円及び900円の事例がそれぞれ1件、白山町地域に所在する山林の1平方メートル当たりの取引価格は500円の事例が1件、600円の事例が1件、その他の地域に所在する山林の1平方メートル当たりの取引価格は700円の事例が1件であった。三重県においても公共用地の取得価格の決定に当たっては、不動産鑑定評価による鑑定評価額を考慮しているものと考えられ、本件鑑定評価で決定した鑑定評価額は、三重県の公共事業における土地の取引価格と同水準といえるもので、この点からも不合理とはいえないものである。

以上のことから、本件鑑定評価の鑑定評価額に依拠した本件土地の取得価格は、手続的かつ実体的に見て、合理的に決定されたものであることが認められる。

なお、請求人は、本件土地は、山林、田、畑及び原野で、地目や利用形態がそれぞれ異なるにもかかわらず、1平方メートル当たり一律500円で評価したことは、地目の相違を無視した不合理な買収であると主張しているが、新最終処分場の整備用地に係る本件鑑定評価書によれば、「標高約220～420mの山林地域で、スギ・ヒノキの人工林のほか雑木も混生している。山林に介在する谷は平坦地勢の元農地であったが、大部分は山林に移行している」といった地域分析をしており、田、畑及び原野の現況が林地化しているものが少なくないと推察されることから、本件土地の取得価格は、土地の現況を踏まえたものであると考えられ、田、畑及び原野の地目が混在していたとしても、その合理性が否定されるものではない。

仮に一部の土地の現況において、肥培管理が施されている田、畑が存在したとしても、三重県の公共事業に伴う用地買収事例に係る資料によれば、美杉町地域の田、畑の1平方メートル当たりの取引価格は、最も安価な事例で1,500円（下之川地内の畑）であることを考慮すると、請求人が地目無視の一括購入は不合理であると

いう主張は、1平方メートル当たり500円が不当に高額であるという主張との矛盾を抱えることとなり、当を得ないものである。

したがって、請求人が地目無視の一括購入は不合理であるという主張は、採用することはできない。

ウ まとめ

以上判断したとおり、市が本件土地を取得する必要性は相当程度に高いものであり、かつ、本件土地の取得価格の決定は手続的にも実体的にも適正であって、本件土地の取得価格は適正価格といえるものであることが認められることから、本件土地を取得するための土地売買仮契約の締結について、その権限に基づき承認又は決裁した職員、当該土地売買仮契約の停止条件を成就させるため、議案提出権に基づき本件議決に係る議案を市議会に提出した市長において、いずれも裁量権の逸脱、濫用の事実は認められず、また、当該議案について審議・可決した市議会の本件議決について、何ら瑕疵は存在しないのであって、適法になされた本件議決事項を執行するために支出負担行為及び支出命令をし、本件土地の売買代金を支払った行為もまた適法といえるものである。

したがって、市に139, 173, 825円相当の損害が生じているという請求人の主張は、理由がないものとして是認することはできない。

以上

財務会計行為目録

議 案 番 号	契 約 書 番 号	契 約 の 主 な 内 容				仮 契 約 締 結 日	支 出 負 担 行 為 日	支 命 令 出 日	支 払 日				
		取 得 財 産 の 所 在 等		取 得 財 産 の 面 積 (m ²)	取 得 財 産 の 売買代金(円)								
		所 在 (字 名)	地 目										
83	1	字長佐間	山林	2	8,693.00	80,918,499	H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	2	字高山	田等	3	2,266.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	3	字高山	田	3	3,251.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	4	字高山	山林	1	634.00		H22.3.20	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	5	字高山	山林等	4	3,997.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	6	字高山	山林	4	6,338.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	7	字高山	山林	2	643.00		H22.4.26	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	8	字高山	山林	2	3,543.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	9	字高山	山林	2	3,000.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	10	字高山	山林	6	10,809.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	11	字高山	原野	1	29.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	12	字高山	山林	1	6,323.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	13	字高山	山林	6	3,545.00		H22.4.9	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	14	字高山	山林	3	6,680.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	15	字高山	山林	3	6,679.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	16	字高山	山林等	9	13,868.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	17	字高山	山林等	8	12,083.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	18	字高山	田等	6	3,141.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	19	字高山	田等	4	5,227.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	20	字高山等	山林	4	1,909.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	21	字高山	山林等	7	7,395.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	22	字高山等	田等	4	2,626.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	23	字高山	山林	1	3,395.00		H22.4.22	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	24	字高山	山林等	4	2,388.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	25	字高山	山林	1	1,090.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	26	字高山	山林	1	5,771.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	27	字高山	原野	1	16.00		H22.4.26	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	28	字高山	山林等	5	2,981.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	29	字高山	山林	1	1,269.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			
	30	字長左間等	山林等	8	5,064.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12			

	31	字高山等	山林等	8	17,846.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12
	32	字高山等	田等	8	17,966.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12
	33	字高山	山林等	2	1,351.00		H22.3.31	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12
	34	字高山	田等	2	2,223.00		H22.4.2	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12
	35	字高山	山林	2	1,817.00		H22.4.9	H22.6.21	H22.8.3	H22.8.12
97	36	字高山	畠等	3	5,423.00	36,029,396	H22.7.14	H22.9.27	H23.3.31	H23.4.14
	37	字高山	山林等	5	6,656.00		H22.7.6	H22.9.27	H22.10.22	H22.11.2
	38	字高山	山林等	8	23,586.00		H22.7.16	H22.9.27	H23.1.21	H23.2.1
	39	字高山	原野	1	19.00		H22.7.12	H22.9.27	H22.10.22	H22.11.2
	40	字高山	田	1	485.00		H22.7.6	H22.9.27	H22.12.2	H22.12.9
	41	字高山	田	1	671.00		H22.7.6	H22.9.27	H22.12.2	H22.12.9
	42	字高山	田	1	1,027.00		H22.7.6	H22.9.27	H22.12.2	H22.12.9
	43	字高山	山林	3	4,822.00		H22.7.7	H22.9.27	H22.11.26	H22.12.7
	44	字高山	田	1	19.00		H22.8.4	H22.9.27	H22.11.4	H22.11.11
	45	字高山	山林	3	1,697.00		H22.8.2	H22.9.27	H22.10.22	H22.11.2
	46	字長左間	山林等	6	6,140.72		H22.7.14	H22.9.27	H23.3.31	H23.4.14
	47	字梨木等	山林	6	4,256.28		H22.7.16	H22.9.27	H23.3.31	H23.4.12
	48	字長左間	山林	3	3,105.91		H22.7.27	H22.9.27	H22.11.26	H22.12.7
	49	字長左間	山林	4	2,911.11		H22.7.15	H22.9.27	H22.12.2	H22.12.9
	50	字長左間	山林	1	616.26		H22.7.8	H22.9.27	H22.11.26	H22.12.7
	51	字梨木	田等	4	2,766.34		H22.7.26	H22.9.27	H22.12.10	H22.12.21
	52	字長左間	山林	1	3,307.07		H22.7.30	H22.9.27	H22.11.26	H22.12.7
	53	字長左間	山林	1	239.77		H22.7.30	H22.9.27	H22.11.26	H22.12.7
	54	字長左間	山林	1	1,903.34		H22.7.26	H22.9.27	H22.11.26	H22.12.7
	55	字長左間	山林	1	1,903.34		H22.7.26	H22.9.27	H22.11.26	H22.12.7
	56	字長左間	山林	1	1,903.34		H22.7.26	H22.9.27	H22.11.26	H22.12.7
	57	字高山	山林等	4	1,336.00	7,007,765	H22.6.7	H22.9.27	H22.10.22	H22.11.2
	58	字梨木	山林	1	431.44		H22.7.7	H22.9.27	H22.11.26	H22.12.7
120	59	字長左間	山林	2	9,586.00	7,007,765	H22.11.9	H22.12.20	H23.1.19	H23.2.1
	60	字長左間	山林	3	4,429.53		H22.11.9	H22.12.20	H23.1.19	H23.2.1
18	61	字高山	山林	1	1,285.00	10,973,500	H23.1.11	H23.3.25	H23.3.30	H23.4.7
	62	字高山	原野	1	33.00		H23.1.21	H23.3.25	H23.3.30	H23.4.7
	63	字高山	山林	1	1,011.00		H22.12.10	H23.3.25	H23.3.30	H23.4.7
	64	字高山	山林	7	19,559.00		H23.1.17	H23.3.25	H23.3.30	H23.4.7
	65	字高山	原野	1	59.00		H23.2.4	H23.3.25	H23.3.31	H23.4.14

63	66	字高山	山林	4	5, 362. 00	13, 703, 844	H23. 4. 26	H23. 7. 7	H23. 7. 25	H23. 8. 2
	67	字高山	田	2	1, 156. 00		H23. 2. 25	H23. 7. 7	H23. 7. 25	H23. 8. 2
	68	字高山	田	1	849. 00		H23. 5. 16	H23. 7. 7	H23. 7. 20	H23. 8. 2
	69	字高山	畠	1	264. 00		H22. 5. 6	H23. 7. 7	H23. 7. 25	H23. 8. 2
	70	字高山	山林	1	1, 937. 00		H22. 11. 26	H23. 7. 7	H23. 7. 25	H23. 8. 2
	71	字高山	山林	1	1, 937. 00		H23. 3. 3	H23. 7. 7	H23. 7. 25	H23. 8. 2
	72	字高山	山林	1	6, 985. 00		H22. 7. 29	H23. 7. 7	H23. 7. 25	H23. 8. 2
	73	字高山	山林	3	4, 842. 00		H22. 12. 20	H23. 7. 7	H23. 7. 25	H23. 8. 2
	74	字高山	山林	3	4, 842. 00		H22. 4. 12	H23. 7. 7	H23. 7. 25	H23. 8. 2
	75	字高山	山林	3	4, 842. 00		H23. 3. 31	H23. 7. 7	H23. 7. 25	H23. 8. 2
	76	字高山	山林	3	4, 842. 00		H22. 7. 14	H23. 7. 7	H23. 7. 25	H23. 8. 2
	77	字高山	山林	1	5, 533. 00		H23. 3. 29	H23. 7. 7	H23. 7. 25	H23. 8. 2
	78	字大廣	山林	1	399. 74		H23. 3. 1	H23. 7. 7	H23. 7. 25	H23. 8. 2
	79	字高山	山林	1	5, 533. 00		H23. 3. 29	H23. 7. 7	H23. 7. 25	H23. 8. 2
	80	字高山	山林	4	11, 827. 00		H22. 7. 14	H23. 7. 7	H23. 7. 25	H23. 8. 2
80	81	字高山	山林等	3	3, 228. 00	3, 270, 496	H22. 8. 19	H23. 9. 26	H23. 10. 11	H23. 10. 20
	82	字高山	山林等	5	5, 957. 00		H22. 4. 23	H23. 9. 26	H23. 10. 11	H23. 10. 20
	83	字高山	山林等	4	5, 425. 00		H23. 2. 22	H23. 9. 26	H23. 10. 11	H23. 10. 20
	84	字高山	山林等	2	2, 696. 00		H22. 7. 26	H23. 9. 26	H23. 10. 11	H23. 10. 20
	85	字高山	山林等	3	3, 228. 00		H22. 4. 12	H23. 9. 26	H23. 10. 11	H23. 10. 20
	86	字高山	山林等	2	2, 696. 00		H23. 8. 9	H23. 9. 26	H23. 12. 6	H23. 12. 15
	87	字長左間	原野	1	52. 00		H23. 8. 9	H23. 9. 26	H23. 12. 6	H23. 12. 15
	合 計		216	303, 087. 51	151, 903, 500					

(備考) 1 契約書番号は、契約書ごとに付した番号である。

2 筆数、取得財産の面積は、共有持分がある場合の筆数、取得面積をそれぞれの契約書ごとに計上しているため、合計欄において、実際の筆数、取得面積の合計と一致するよう調整している。

津市監査委員告示第4号

平成24年2月23日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年3月30日付けで下記のとおり請求人(代理人)に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成24年3月30日

津市監査委員 渡邊 昇
津市監査委員 駒田 修一
津市監査委員 横山 敦子
津市監査委員 宇陀 照良

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

住民監査請求書は、平成24年2月23日付けで受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 濱 村 照道
津市 西 尾 美代子
津市 谷 田 好 美
津市 濱 村 美保子
津市 濱 村 多美子
津市 大 谷 剛 三
津市 大 谷 町 子
津市 坂 本 英 夫
津市 大 内 慧津子
津市 脇 谷 千津子
津市 黒 岩 敏 栄
津市 長 井 民 生
津市 坂 本 久 子

3 代理人

津市丸之内33番26号(三重合同法律事務所)

弁護士 村田正人
弁護士 木村夏美

4 請求の概要

住民監査請求書、事実を証する書面及び平成24年3月5日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

市は、新最終処分場の建設計画（以下「本件処分場計画」という。）の予定地である美杉町下之川地内へのアクセス道路として、（仮称）八手俣バイパス及び（仮称）下之川バイパスを計画（以下「本件道路計画」という。）し、市議会の議決により、順次、本件道路計画地内の土地の所有者と土地売買契約を締結して当該土地を購入した。当該土地の購入単価は1平方メートル当たり1,170円ないし1,622円で、購入済みの土地の総面積は45,658.66平方メートルであり、購入代金の総額は58,939,269円であるが、当該土地の売買契約の締結及び当該土地の購入代金の支出は、財務会計上の違法があつて、違法又は不当な公金の支出、違法又は不当な財産の取得、管理又は処分、違法又は不当な契約の締結又は履行である。詳述すると次のとおりである。

ア 本件処分場計画地及び本件道路計画地の不適切

本件処分場計画地は、市役所から40キロメートル強の遠隔地で、中山間地として不便な土地であり、自然豊かな土地であつて、市民の水源の森である。本件処分場計画地の下流域には、井戸水を生活用水として使用する家庭が存在するが、新最終処分場が操業し、汚染水の地下水への流出が起きた場合において、井戸水に与える影響を十分に調査したとはいひ難く、立地上の安全性に問題がある。

また、本件道路計画地からは、北畠氏の時代よりも更に古い5世紀から6世紀ころのものと推定される遺跡が見つかっており、市教育委員会事務局生涯学習課において発掘作業中で、近辺では、以前も遺跡が発掘されており、広範な遺跡群が存在する可能性がある。このような遺跡の存在からしても本件道路計画地は不適切な土地である。

本件道路計画地に接続する橋梁工事では、市職員の贈収賄事件が刑事訴追を受けており、このような違法行為は氷山の一角である疑いがある。当初、白山町が候補地であった本件処分場計画地が美杉町に変更になった経緯も含めて、本件処分場計画地と本件道路計画地の立地

の適否そのものの再検証が必要である。

さらに、本件処分場計画地に整備する予定であった中間処理施設が別の場所に整備されることとなり、本件道路計画については、ごみ収集運搬車両の通行は必要なくなることのほか、水害・土砂災害の発生のおそれがあること、また、当初の本件道路計画では、立退きの必要がなかった建物について、道路設計を曲げて、当該用地を買収していることの点からも本件道路計画地は不適切で、資金の投入は違法である。本件処分場計画地及び本件道路計画地の立地そのものが違法であれば、その違法性が財務会計行為に承継するものである（請求人・代理人陳述）。

イ 新最終処分場計画の実現の困難性

本件処分場計画地内の土地の所有者の中には、土地を売却しないとする者があり、同人が売却しなければ、本件処分場計画地内の赤道、青道の用途廃止や付替えができず、新最終処分場計画は実現しないものである。

ウ 市の固定資産税評価額の10倍以上の高値の不合理性

本件道路計画地内の土地の固定資産税に係る評価証明書によると、ある2筆の土地は1平方メートル当たり29円、ある1筆の土地は46円であり、これは市が評価した評価額であって、税務署の査定による倍率方式においても1倍としか評価されていない土地である。

ところが、市が購入した単価は1平方メートル当たり1,170円ないし1,622円であり、市の固定資産税評価額と比較して40倍から35倍の高値であって、明らかに違法な購入である。

エ 地価の十数倍の高値購入

三重県の近傍土地の評価によれば、本件道路計画地より地価が高い津市美里町南長野字三園興227番の土地の地価は1平方メートル当たり87円である。1平方メートル当たり1,170円ないし1,622円の単価は、1平方メートル当たり87円と比較して13倍から18倍の高値であり、明らかに違法な購入である。

オ 54,966,966円の無駄遣い

1平方メートル当たり87円を基に試算すると、本件道路計画地内の土地の買収総額は3,972,303円でしかない。

しかるに、市が購入した金額は、58,939,269円であり、

54, 966, 966円の無駄遣いである。

力 5倍を超える高値

1平方メートル当たり1,170円ないし1,622円の単価は、1平方メートル当たり87円と比較して、公共用地の取得の5倍基準を考慮しても、この基準をはるかに超えるものである。

(2) 求める措置の内容

監査委員は、違法行為のは正のため、当該契約に関与した市長、決裁権者、公金の支出権者等の責任者（いずれも個人）に対する損害賠償請求等、しかるべき措置を講じることを市長に勧告せよ。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるのか否か、適法な監査請求であると認めたときは、本件道路計画地内の土地の売買契約の締結及び売買代金の支出に係る財務会計行為が違法行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を建設部建設維持課とし（平成23年4月1日付けの組織改正に伴い環境部新最終処分場建設推進課が所管していた事務の一部を建設維持課が所管している。）、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、建設維持課が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件道路計画について

市が平成21年3月に策定した津市新最終処分場等施設整備基本計画は、搬入路道路計画としては、本件処分場計画地に隣接している市道多気下之川線からのアクセスが最も適しているとし、一定の条件の下で、計画するとしているが、当該搬入路計画以外の道路計画については示していない。

一方、市及び三重県は、美杉・一志地域について、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「再生法」という。）第5条第1項の規定に基づき、当該地域の再生を図るための計画を策定し、平成22年3月23日付けで、内閣総理大臣の認定を受けている。当該認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）では、当該地域がそこに暮らす人々の活性化の源となるとともに、訪れる人々の健康づくりを支援する観点からの「健康」、交流や定住を促進するための地域特性としての「自然」、歴史に着目した地域づくりを進めるための「歴史」の3つの視点を基本に、他のエリアとの連携や広域交通ネットワークの形成と相まつた交流圏域の拡大も視野に入れながら、将来に希望を持てる魅力ある地域づくりを目指すとし、市道整備によるアクセス時間の短縮、林道整備による林業施業の効率化、地域資源を生かした交流人口の拡大に係る目標を掲げるとともに、これらの目標を達成するために行う「道整備交付金を活用する事業」の一つとして市道5路線の整備を掲げている（道整備交付金は、国が認定地域再生計画に基づく事業に対して適用する特別の措置の一つで、再生法第19条第2項第1号の規定に基づくものである。）。

本件道路計画の、いわゆる「（仮称）八手俣バイパス及び（仮称）下之川バイパス」とは、道整備交付金を活用する事業に掲げた市道5路線及び平成23年3月25日付け内閣総理大臣の認定による変更後の認定地域再生計画で新たに位置付けられた市道1路線の計6路線で構築するものであり、美杉町下之川地区の集落を通過する区間における安全性、利便性の高い道路整備により、時間距離の短縮を図るため、現道（主要地方道一志美杉線、同松阪青山線の基幹道路）のバイパス路線として、整備を行うとしている（下表「バイパス路線一覧表」、別添「バイパス路線位置図」参照）。

そして、本件監査請求が対象としている市議会の議決により市が取得した土地については、これら6路線のうち、市道篠ヶ広山口線及び市道山口山本線の整備用地にするための土地（以下「本件土地」という。）である。

【バイパス路線一覧表】

市道 路 線 認 定 日	平成22年3月25日	
路 線 名	区域決定の区間	延 長

		幅 員
篠ヶ広山口線	美杉町下之川字岡 351 番 1 地先から同 字ツツジ 498 番地先まで	1 , 3 0 0 m
		7 m～8 m
山口山本線	美杉町下之川字山口 681 番 3 地先から 同字山本 6122 番 1 地先まで	2 , 0 0 0 m
		7 m～8 m
山本三谷線	美杉町下之川字鰐垣内 6236 番地先か ら同字富田 6202 番 1 地先まで	4 5 0 m
		7 m～8 m
三谷上村線	美杉町下之川字富田 6202 番 1 地先か ら同字村 5300 番 1 地先まで	3 5 0 m
		7 m～8 m
三谷中津線	美杉町下之川字富田 6202 番 1 地先か ら同字中津 5034 番地先まで	7 0 0 m
		5 m～5 m
市 道 路 線 認 定 日	平成 2 3 年 3 月 2 9 日	
路 線 名	区域決定の区間	延 長
		幅 員
脇ヶ野篠ヶ広線	美杉町八手俣字脇ヶ野 980 番 6 地先か ら下之川字向廣 127 地先まで	6 2 0 m
		7 m～8 m

(2) 本件土地の取得について

ア 不動産鑑定評価について

本件土地及び山本三谷線の整備用地にするための土地の取得価格の決定に当たって、平成 2 2 年 2 月 1 6 日付で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 5 2 号）第 2 2 条第 1 項に定める不動産鑑定登録業者である A 社に対し、不動産鑑定評価を依頼し、A 社の不動産鑑定士から鑑定評価書及び意見書（土地評価格算定調書）が提出されており、また、先の不動産鑑定評価における鑑定条件が異なる本件土地については、同年 6 月 4 日付で、A 社に対し、不動産鑑定評価を依頼し、A 社の不動産鑑定士から意見書（土地評価格算定調書）が提出されている。

イ 土地売買契約の締結等について

本件土地の取得に当たって、新最終処分場建設担当参事、担当理事又は副市長の決裁により、本件土地を所有する相手方（相続人を含む。）と土地売買仮契約を締結している。売買代金の総額は 5 8 , 9 3 9 , 2 6 9 円、不動産登記簿上の総面積は 4 5 , 6 5 8 . 6 6 平方メートル（総筆数： 1 0 2 筆）であった。

土地売買仮契約の締結を受けて、市長は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）第3条に定める財産を取得する場合の地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく議決を得るため、市議会定例会に財産の取得についての議案を提出し、賛成多数又は全会一致で可決する議決（以下「本件議決」という。）を得た（下表「本件議決一覧」参照）。

本件議決により土地売買仮契約の停止条件が成就したため、本契約としての効力が生じ、所有権移転登記が未了のものなどを除き、市は売買代金を支払った（供託法（明治32年法律第15号）により弁済供託したものも含む。）。それぞれの土地売買仮契約の締結日、議決後の支出負担行為日及び売買代金の支出命令日並びに売買代金の支払日は、別表「財務会計行為目録」に示すとおりである。

【本件議決一覧】

市議会定例会	議案番号	議決日
平成22年第3回市議会定例会	第98号 第99号	平成22年9月27日
平成22年第4回市議会定例会	第121号	平成22年12月20日

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

（1）本件監査請求の適法性に係る判断

ア 不適法な監査請求であると判断したもの

本件監査請求のうち、次の監査請求は、不適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とすることはできない。

（ア）本件処分場計画地及び本件道路計画地の決定行為を対象とした監査請求

（イ）次の表に掲げる財務会計行為（本件土地の取得に係る土地売買仮契約の締結、土地売買代金の支出負担行為及び支出命令並びに支払）を対象とした監査請求

【監査の対象とすることはできない財務会計行為】

財務会計行為目録 の契約書番号	財務会計行為
1～13	仮契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払
14～16	仮契約の締結、支出負担行為

17～19	仮契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払
20	仮契約の締結、支出負担行為
21～31	仮契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払
32	仮契約の締結、支出負担行為、支出命令
33～44	仮契約の締結、支出負担行為、支出命令、支払
45～52	仮契約の締結、支出負担行為

イ 適法な監査請求であると判断したもの

本件監査請求のうち、次の表に掲げる財務会計行為（本件土地の取得に係る支出命令、支払）を対象とした監査請求については、適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

【監査の対象とした財務会計行為】

財務会計行為目録 の 契 約 書 番 号	財 務 会 計 行 為
14～16	支出命令、支払
20	支出命令、支払
32	支払
45～52	支出命令、支払

(2) 適法な監査請求に係る判断

監査の対象とした財務会計行為について、違法行為に当たるという請求人の主張は、是認することはできないものと判断した。

3 結論に至った理由

結論のうち、不適法な監査請求であると判断した理由及び適法な監査請求に係る請求人の主張は是認できないと判断した理由について、次のとおりである。

(1) 不適法な監査請求に係る判断理由について

ア 本件処分場計画地及び本件道路計画地の決定行為について

地方自治法第242条第1項の規定に基づく監査請求は、地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、当該地方公共団体が被った財産上の損害を是正し、又は損害を被ることを防止するため、当該地方公共団体の住民に監査請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものである。このことから、監査請求の対象が財務会計上の行為又は怠る事実に限られることは、監査請求制度

の趣旨に照らして明らかであるが、財務会計行為の原因となった先行する行政上の行為（非財務会計行為）が法令に違反して許されない場合の当該財務会計行為もまた違法になり得るという、いわゆる違法性の承継の法理の下、財務会計行為に先行する非財務会計行為及び当該財務会計行為の違法性を監査請求の対象とすることは許されると解する一方で、非財務会計行為の違法性を監査請求の対象とすることが無制限に許されるとすれば、本来的には監査請求の対象とすることができない行政上の意思決定等の行為の違法性について、事実上、監査請求及び地方自治法第242条の2第1項第1号又は第4号の規定に基づく住民訴訟を通じて、広く争い得るという不合理な事態を生じさせることになり、違法性の承継の法理の下でなされる監査請求については、各々の事情に応じて、その適法性が判断されるべきものと解するのが相当である。

そこで、本件監査請求における主張の要旨について見ると、本件処分場計画地の地理的条件及び立地上の安全性に問題があり、また、本件道路計画地には、広範な遺跡群が存在する可能性があると指摘し、さらに、本件道路計画については、ごみ収集運搬車両の通行は必要なくなること、水害・土砂災害の発生のおそれがあること、当初の本件道路計画では、立退きの必要がなかった建物について、道路設計を曲げて、当該用地を買収していることの点からも本件道路計画地は不適切であり、本件処分場計画地及び本件道路計画地の立地そのものが違法であれば、その違法性が財務会計行為に承継すると主張している（主張の要旨ア「本件処分場計画地及び本件道路計画地の不適切」）。

陳述を聴くと、代理人は、本件道路計画地について、「遺跡群が出るというような可能性があり（略）、バイパス道路の建設予定地として適切な土地かどうかという問題が根本的」にあるとしつつ、本件土地の取得価格は固定資産税評価額に比して「40倍から35倍の高値になり（略）、明らかに違法な購入だ」という財務会計行為そのものに違法事由があることを監査請求の動機として述べ、また、請求人自身は、過去の台風による災害の状況から見て、本件道路計画地は「非常に危険な土地で（略）、水害の発生する頻度が高くなる」ことなど、本件道路計画地を決定した行為について問題視した趣旨の監査請求の動機を述べているが、そのすべての主張を踏まえて検討すると、本件監査請

求は、その対象とする財務会計行為そのものに違法事由がある（本件土地の取得価格が固定資産税評価額等に比して10倍以上高額であることなど）から、当該財務会計行為により市が被ったとする損害の補填を求めていることは明らかであるといえるものであり、違法性の承継の法理の下、本件処分場計画地及び本件道路計画地を決定した行為（前提行為）の違法性を主張しなければ本件土地の取得に係る財務会計行為の違法性を問えないという論理的必然性は認められないのである。このことから、本件処分場計画地及び本件道路計画地を決定した行為について監査請求の対象とすることが許されるとすれば、本件土地の取得に係る財務会計行為の違法性に関連付けることによって、市の一般廃棄物行政及び道路行政に係る意思決定等の行為の是非について、事実上、監査請求及び住民訴訟を通じて、広く争い得るという不合理な事態を生じさせることになり、監査請求制度の趣旨を逸脱するものといわなければならない。

したがって、本件監査請求のうち、本件処分場計画地及び本件道路計画地を決定した行為を対象とした監査請求については、適法性を是認することはできないものと判断した。

イ 財務会計行為について

財務会計行為を対象とする監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない」（地方自治法第242条第2項本文）とする監査請求の期間制限を定めており、監査請求が適法であるためには、同項ただし書が定める正当な理由があるときを除き、監査請求期間内に行われたものであることが必要であり、当該行為とは、公金の支出は広義の意味において、支出負担行為及び支出命令並びに支払といった財務会計行為の一連の手続ではあるものの、支出負担行為及び支出命令は、普通地方公共団体の長の権限に属する一方、支払については、会計管理者の権限に属し、その適用される財務会計上の法令の内容も同一ではないため、それぞれに独立した財務会計行為をいうものと解するべきであって、監査請求期間は、それぞれ当該行為のあった日から各別に計算すべきものと解するのが相当である。

このような観点から平成24年2月23日になされた本件監査請求について見ると、監査の結果の結論で不適法な監査請求であると判断

した財務会計行為については、当該財務会計行為のあった日（財務会計行為目録参照）から、それぞれ1年を経過した後、なされたものであることが認められる。

そして、正当な理由については、請求人は何ら主張していないが、正当な理由が認められるのは、当該行為が秘密裡になされ、1年を経過して初めて明らかになった場合などが前提要件であり、これらの財務会計行為は、確認した事実の概要で示したとおり、公然と行われたもので、その過程において秘密裡に行われたという事実は認められないことから、正当な理由がないことは明らかというべきである。

したがって、これらの財務会計行為を対象とした監査請求は、監査請求期間を経過してなされたものとして、不適法な監査請求であると判断した。

（2）適法な監査請求に係る判断理由について

本件監査請求のうち、本件土地を取得するための土地売買仮契約の締結、売買代金の支出負担行為を対象とした監査請求については、すべてが不適法な監査請求であり、本件土地の売買代金の支出命令、支払を対象とした監査請求の一部について、適法な監査請求であると判断したところであるが、請求人は、本件土地の取得に係る支出命令及び支払の前提行為（土地売買仮契約の締結等）が違法であるから、当該支出命令及び支払もまた違法であると主張しているものと解されるため、本件土地の取得に係る土地売買仮契約を締結した行為に所論の違法事由があるか否かについて、見ることとする。

地方自治法は、普通地方公共団体における財産の取得をその長の事務とし（第149条第6号）、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得をする場合は、議会の議決を経なければならないとしている（第96条第1項第8号）ほか、普通地方公共団体の財産の取得がいかなる場合に許されるのか、その対価はいかなる方法により決定するのかといった点について、具体的な定めを置いていない。同法第2条第14項は、最少経費・最大効果の原則を定め、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項は必要最少限の経費の原則を定めているが、これらの原則は、普通地方公共団体が事務を処理するに当たって最大限に努力すべき指針であって、一般的・抽象的に定めたものに過ぎず、普通地方公共団体の財産の取得について具体的に規制す

るものではないものと解される。その趣旨は、普通地方公共団体が財産を取得するに当たっては、その取得目的である政策遂行上の必要性はもとより、土地取引当事者の個別的・主観的な事情等複雑な要素によって決定される土地の取得価格の相当性等の諸事情を考慮し、時機に応じた的確な判断をしなければならず、そのような事務の性質上、その判断を当該普通地方公共団体の行政について責任を負う長の裁量に委ねたものであると解するのが相当であり、このことは、長が提出した財産の取得に係る議案について、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会が議決する場合において同様である。

したがって、普通地方公共団体の長又は職員による土地取得に係る財務会計行為の違法性の有無、当該土地取得に係る議会の議決の違法性の有無については、単に取得価格が適正価格を上回ったか否かを事後的に判断するのみならず、当該土地を取得する具体的な行政目的や必要性がどの程度あったか、当該取得価格の決定が手続的かつ実体的に適正に行われたか否かという諸事情を総合的に考慮の上、普通地方公共団体の長又は職員に裁量権の逸脱、濫用があったか否か、議会の議決に当該普通地方公共団体における財務行政の適正確保の見地から看過し難い瑕疵があったか否か、という観点をも踏まえて判断するのが相当である。

以上の論旨に照らし、請求人の主張について、次のとおり判断する。

ア 本件土地の取得の必要性について

確認した事実の概要によれば、市及び三重県が策定した認定地域再生計画は、美杉・一志地域の再生を図るため、当該地域と他のエリアとの連携や広域交通ネットワークの形成と相まった交流圏域の拡大も視野に入れながら、将来に希望を持てる魅力ある地域づくりを目指すとし、市道整備によるアクセス時間の短縮、林道整備による林業施設の効率化、地域資源を生かした交流人口の拡大に係る目標を掲げるとともに、これらの目標を達成するために行う「道整備交付金を活用する事業」の一つとして、市道6路線で構築する、いわゆる（仮称）八手俣バイパス及び（仮称）下之川バイパスを本件道路計画として位置付けている。

認定地域再生計画は、内閣総理大臣が、再生法第5条第9項各号に定める認定基準（①政府が定めた地域再生基本方針に適合するものであること。②当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の

実現に相当程度寄与するものであると認められること。③円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。)に適合すると認め、平成22年3月23日付けで認定されたものである。

また、再生法第19条第2項第1号の規定に基づく道整備交付金については、市道篠ヶ広山口線及び市道山口山本線を早期に着手するための交付申請を行い、平成22年4月1日付けで、同交付金47,500,000円の交付決定を受け、その後、他の3路線の整備経費等を含めた同交付金の変更交付申請を行い、同年5月19日付けで、同交付金の額を239,000,000円に変更するための交付決定変更通知を受けている。

これらの事実関係に照らせば、認定地域再生計画を着実に推進しなければならない実情の下、市が本件土地を取得する必要性は、その行政目的に照らし、相当程度に高いものであったことが認められるのであり、本件土地を取得するために、同年7月1日以降順次、土地売買仮契約を締結したことは、何ら不合理な点はないといえるものである。

また、請求人は、本件処分場計画地について、「土地を売却しないとする者があり、同人が売却しなければ、本件処分場計画地内の赤道、青道の用途廃止や付替えができず、新最終処分場計画は実現しない」と主張しており、本件監査請求が対象としている本件道路計画地（本件土地）の取得に係る財務会計行為との関連において、その論旨は明らかでないが、陳述の内容を含め請求人のすべての主張から検討すると、当該主張は、本件処分場計画が実現しないのであれば、本件道路計画地（本件土地）は不要であるという論旨によるものと解される。このことについては、平成20年9月2日付けで美杉町下之川自治会連合会長から提出された新最終処分場の整備に係る要望書では、最重点要望事項の一つに、「下之川地内の道路対岸にバイパス道路の新設」が掲げられていたことなどから見れば、本件道路計画と本件処分場計画の関連性がないとはいえない。

しかしながら、本件道路計画は、認定地域再生計画に掲げた目標を達成するための一つの事業として計画されたものであり、本件処分場計画との関連性があったとしても、再生法の趣旨に照らし、市は着実に認定地域再生計画を推進しなければならぬのであって、本件処分場計画は実現しないから、本件土地は不要であるという論旨は採用す

することはできない。

なお、本件処分場計画は実現しないという請求人の主張については、本件処分場計画地内の土地の取得に係る財務会計行為を対象とした平成24年2月14日付け監査請求の監査の結果において、当該主張は採用できないことを判断している。

イ 本件土地の取得価格の相当性について

(ア) 請求人の主張について

a 固定資産税評価額及び地価調査価格との比較に係る主張について

請求人は、本件道路計画地内の土地の固定資産税評価額が1平方メートル当たり29円（山林）又は46円（畠）で、国税庁が公表している評価倍率表における倍率が1倍であること、三重県が公表している平成23年地価調査価格一覧表における津市美里町南長野字三園輿227番の山林の1平方メートル当たりの価格は87円であることを理由に、本件土地の取得価格（1平方メートル当たり1,170円ないし1,622円）は、固定資産税評価額及び地価調査価格の10倍以上の高値であるとして、本件土地の取得に係る財務会計行為は違法行為に当たると主張している。

請求人が主張する本件土地の1平方メートル当たりの取得価格「1,170円ないし1,622円」とは、本件議決を得た第98号議案及び第99号議案のそれぞれの売買代金の総額を当該土地の総面積で除して得た額であると考えられ、このように求めた平均価格は、実際の1平方メートル当たりの取得価格とは異なるものであって、本件土地の取得価格の相当性を判断する上で、比較の対象とすることは合理的ではない。

また、請求人が本件土地の取得価格の比較の対象とした固定資産税に係る土地の評価額（これを「固定資産税評価額」という。）は、地方税法（昭和25年法律第226号）第342条第1項の規定に基づき市町村が固定資産税を課税するため、総務大臣が定めた固定資産評価基準により決定するもので、請求人の主張にある山林、畠について見ると、標準的な山林又は畠の評価については、山林又は畠の売買実例価格を基に、山林又は畠として利用する場合における当該山林又は畠の正常な売買価格等を勘案して

決定されるものであり、さらに、地価調査価格は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地規制を適正かつ円滑に実施するため、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第1項の規定に基づき都道府県知事が判定し、公表するもので、請求人の主張にある林地の価格については、林地の取引事例価格、林業経営を前提とした収益価格等を勘案して決定されるものである。

一方、公共用地の取得価格については、公共事業の円滑な遂行と適正な損失補償が確保されなければならないという性質を有し、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）によれば、公共用地のため取得する土地に対しては、正常な取引価格をもって補償するという基本原則を定め、正常な取引価格は、近傍類地の取引価格を基準とし、これらの土地及び取得する土地の位置、形状、環境、収益性その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定するものと定めており、固定資産税評価額及び地価調査価格とはその性質を異にするものである。

以上のことから、本件土地の取得価格の平均価格を基準として、固定資産税評価額及び地価調査価格より10倍以上高額であるということをもって、本件土地の取得価格が不当に高額であるという主張は、当を得ないものというべきである。

b 公共用地の取得の5倍基準との比較に係る主張について

請求人は、本件土地の取得価格は「公共用地の取得の5倍基準を考慮しても、この基準をはるかに超えている」と主張しているが、陳述によると、「公共用地の取得の5倍基準」というのは、請求人独自の観念的な基準であると解されるものであり、普通地方公共団体が公共用地の取得価格を決定するに当たって準拠すべきものとはいえないことから、当該主張は採用することはできない。

(イ) 不動産鑑定評価の適正性について

確認した事実の概要によれば、本件土地の取得価格の決定に当たって、新最終処分場建設推進課はA社に不動産鑑定評価（以下「本件鑑定評価」という。）を依頼しており、本件土地の取得価格は、本

件鑑定評価の鑑定評価額に依拠したものであると考えられる。請求人は本件鑑定評価については何ら主張していないが、監査の結果に影響を及ぼす事項であるため、本件鑑定評価の適正性について、見ることとする。

市は、公共用地の取得価格の決定に関する手続を定めた条規を制定していないが、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年用地対策連絡会決定。以下「損失補償基準細則」という。）によれば、損失補償基準細則別記1 土地評価事務処理要領（以下「土地評価要領」という。）第4条第1項は、土地の評価は、原則として標準地比準評価法により行うものとすると定め、第10条は、標準地の評価格は、取引事例比較法により求めた価格を基準として、収益還元法又は原価法により求めた価格を参考として求めるものとすると定めている。

また、不動産鑑定評価基準（平成14年国土交通省）の各論第1章第1節によれば、宅地（更地）の鑑定評価額について、取引事例に基づく比準価格及び土地残余法による収益価格を関連付けて決定するものとし、宅地見込地の鑑定評価額については、比準価格及び転換後・造成後の更地価格から求めた価格を関連付けて決定するものとし、公共事業の用に供する土地の取得等農地又は林地を農地又は林地以外のものとするための取引に係る鑑定評価額については、比準価格を標準とし、収益価格を参考として決定するものとすると定めている。

そこで、これらの点を踏まえ、本件鑑定評価について、鑑定評価書の鑑定評価額及び意見書（土地評価格算定調書）の評価格の決定過程において、看過し難い著しく不合理な点があるか否かについて、見ることとする。

a 鑑定評価書の鑑定評価額について

対象不動産の種別・類型を宅地・更地とする鑑定評価額に係る基本的事項について、対象不動産として美杉町下之川字山本地内の現況宅地（3筆）を一体とした画地及び同町下之川字ツツジ地内の現況宅地（1筆）の2箇所を現地確認の上、それぞれの対象不動産について、価格の種類は正常価格、価格時点は平成22年3月1日、依頼の目的は公共用地の取得、適用する鑑定評価方式

は、取引事例比較法による比準価格を標準とし、地価調査の基準地価格から求めた規準価格との均衡を検討して、鑑定評価額を決定している。

具体的に見ると、取引事例比較法による比準価格の判定に当たっては、それぞれの対象不動産と同等の個別的要因を有する標準的画地（現況宅地）を設定し、美杉町地域における3件の土地（建付地、更地）の取引事例を採用して、取引事例に係る取引価格への影響を分析した事情補正は正常と査定、当該取引事例の土地が所在する地域要因の動向等を分析した時点修正、個別格差要因を分析した標準化補正を行い、地域格差要因を比較した格差率を査定して、取引事例ごとの標準的画地の査定価格を求め、これらを比較考量して、比準価格を判定している。

また、対象不動産の近隣地域は賃貸市場が未発達であるとして、土地残余法による収益価格は適用せず、美杉町竹原地内の基準地価格を規準に時点修正を行い、それぞれの対象不動産の地域格差要因を比較した格差率を査定して、規準価格を求めている。

そして、比準価格は、市場における現実に発生した価格資料に基づくもので、実証的で相対的信頼性は高く、規準価格とほぼ同水準で均衡を得ていることから、比準価格を対象不動産の試算価格として判定、鑑定評価額を決定している。

次に、対象不動産の種別・類型を宅地見込地・更地とする鑑定評価額に係る基本的事項について、対象不動産として美杉町下之川字山口地内の現況田（1筆）の1箇所を現地確認の上、価格の種類は正常価格、価格時点は平成22年3月1日、依頼の目的は公共用地の取得とし、適用する鑑定評価方式は、取引事例比較法による比準価格及び転換後・造成後の更地価格から求めた価格を関連付けて、鑑定評価額を決定している。

具体的に見ると、取引事例比較法による比準価格の判定に当たっては、主要地方道松阪青山線より約0.3mから0.6m低く接面するほぼ整形な標準的画地（現況田）を設定し、美杉町及び白山町地域における3件の土地（宅地見込地）の取引事例を採用して、取引事例に係る取引価格への影響を分析した事情補正は正常と査定、当該取引事例の土地が所在する地域要因の動向等を分

析した時点修正、個別格差要因を分析した標準化補正を行い、地域格差要因を比較した格差率を査定して、取引事例ごとの標準的画地の査定価格を求め、これらを比較考量し、かつ、対象不動産の個別格差要因による格差率を査定して、比準価格を判定している。

また、転換後・造成後の更地価格から求めた価格の判定に当たっては、宅地の比準価格に格差率を乗じた想定更地価格に有効宅地化率を乗じた価格を求め、標準的な造成工事費等を控除し、宅地見込地が所在する地域の自然的・社会的要因等による宅地地域化する期間及び蓋然性に応じた熟成度修正を行うなどして、判定しているが、宅地地域化するまでの期間が長期間となる場合は説得力を欠き、予測の限界から相対的信頼性は劣ると判断して、市場における現実に発生した価格資料に基づく比準価格を対象不動産の試算価格として判定、鑑定評価額を決定している。

次に、対象不動産の種別・類型を農地・更地とする鑑定評価額（本件土地に含まれない市道山本三谷線、市道三谷上村線の整備用地に係る対象不動産の鑑定評価額を除く。）に係る基本的事項について、対象不動産として美杉町下之川字山本地内の現況田（1筆）、同字ツツジ地内の現況畠（1筆）及び同字上広地内の2筆の現況畠を一体とした画地の3箇所を現地確認の上、それぞれの対象不動産について、価格の種類は正常価格、価格時点は平成22年3月1日、依頼の目的は公共用地の取得、鑑定評価方式は、取引事例比較法による比準価格を標準とし、収益還元法による収益価格を参考として、鑑定評価額を決定している。

具体的に見ると、取引事例比較法による比準価格の判定に当たっては、それぞれの対象不動産と同等の個別的要因を有する標準的画地（現況田、畠）を設定し、田については、美杉町地域における3件の土地（田）の取引事例を採用し、畠については、美杉町及び白山町地域における3件の土地（田、畠）の取引事例を採用して、取引事例に係る取引価格への影響を分析した事情補正是正常と査定、当該取引事例の土地が所在する地域要因の動向等を分析した時点修正、個別格差要因を分析した標準化補正を行い、地域格差要因を比較した格差率を査定し、取引事例ごとの標準的

画地の査定価格を求め、これらを比較考量して、比準価格を判定している。

また、収益還元法による収益価格を判定するに当たっては、田、畠ごとに、その標準的な農業収入から、それに対応する標準的な費用を控除し、還元利回りによって還元して標準的収益を判定している。

そして、これらの試算価格を比較考量し、収益還元法による収益価格は、農地について価格支配力を持つ市場参加者は、農地の収益性より耕作の利便性、宅地開発や公共整備等による地域の将来性、土地保有による資産性等を重視していることから、取引事例比較法による比準価格を対象不動産の試算価格として判定、鑑定評価額を決定している。

次に、対象不動産の種別・類型を林地・更地とする鑑定評価額に係る基本的事項について、対象不動産として美杉町下之川字ツツジ地内の現況山林(1筆)の1箇所を現地確認の上、価格の種類は正常価格、価格時点は平成22年3月1日、依頼の目的は公共用地の取得、鑑定評価方式は、取引事例比較法による比準価格を標準とし、収益還元法による収益価格を参考として、鑑定評価額を決定している。

具体的に見ると、取引事例比較法による比準価格の判定に当たっては、対象不動産と同等の個別の要因を有する標準的画地（現況山林）を設定し、美杉町地域における3件の土地（山林）の取引事例を採用して、取引事例に係る取引価格への影響を分析した事情補正は正常と査定、当該取引事例の土地が所在する地域要因の動向等を分析した時点修正を行い、地域格差要因を比較した格差率を査定し、取引事例ごとの標準的画地の査定価格を求め、これらを比較考量して、比準価格を判定している。

また、収益還元法による収益価格を判定するに当たっては、植林から伐採までの林業経営を想定し、木材市場価格による標準的な林業収入から、それに対応する標準的な費用を控除し、還元利回りによって還元して標準的収益を判定している。

そして、これらの試算価格を比較考量し、収益還元法による収益価格は、一般的に林地の収益対応期間は相当長期間で、将来の

収益獲得予測に限界があるなどの理由から相対的信頼性は劣ること、林地について価格支配力を持つ市場参加者は、林地の収益性より宅地開発や公共整備等による地域の将来性、土地保有による資産性等を重視していることから、取引事例比較法による比準価格を対象不動産の試算価格として判定、鑑定評価額を決定している。

以上の鑑定評価額の決定過程からすれば、本件鑑定評価による鑑定評価額は、損失補償基準細則及び不動産鑑定評価基準に照らし、不合理な点は認められない。

b 意見書（土地評価格算定調書）の評価格について

平成22年3月26日付けで提出された意見書（土地評価格算定調書）の評価格について、土地評価要領第4条第1項に基づき、標準地比準評価法を適用して決定している。その基本的事項については、各対象地の価格の種類は正常価格、価格時点は同年3月1日とし、各対象地を評価するに当たっての標準地及び標準価格については、本件鑑定評価書で確定した対象不動産から選定し、それぞれの標準地と対象地の個別的要因を比較した格差率を査定して算定価格を求め、評価格を決定しており、このような評価格の決定過程からすれば、損失補償基準細則及び土地評価要領に照らし、不合理な点は認められない。

なお、平成22年6月15日付けで提出された意見書（土地評価格算定調書）の評価格については、当該評価格に依拠したものと考えられる本件土地の取得に係る財務会計行為を対象とした監査請求は、監査の結果の結論で不適法な監査請求であると判断したものの中に含まれるため、監査の対象としない。

ウ まとめ

以上判断したとおり、市が本件土地を取得する必要性は相当程度に高いものであり、かつ、本件土地の取得価格の決定は手続的にも実体的にも適正であり、本件土地の取得価格は適正価格といえるものであって、本件土地を取得するために土地売買仮契約を締結した行為に所論の違法事由はなく適法であると認められることから、本件議決を得て当該土地売買仮契約の停止条件が成就したことによる支出負担行為に基づき、本件土地の売買代金を支出するために支出命令をし、及び

当該売買代金を支払った行為もまた適法といえるものである。

したがって、市に 54,966,966 円相当の無駄遣いにより損害が生じているという請求人の主張は、理由がないものとして是認することはできない。

以上

財務会計行為目録

議 案 番 号	契 約 書 番 号	契 約 の 主 な 内 容				仮 契 約 締 結 日	支 出 負 担 行 為 日	支 命 令 出 日	支 払 日				
		取 得 財 産 の 所 在 等		取 得 財 産 の 面 積 (m ²)	取 得 財 産 の 売買代金(円)								
		所 在 (字 名)	地 目										
98	1	字大豆田等	山林等	6	4,980.23	26,474,882	H22.7.6	H22.9.27	H23.1.24	H23.2.1			
	2	字大豆田	山林	1	1,136.36		H22.7.1	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21			
	3	字大豆田	山林	1	179.66		H22.7.1	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21			
	4	字向廣	畠	1	120.99		H22.7.16	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21			
	5	字向廣	畠	1	167.06		H22.8.4	H22.9.27	H22.12.3	H22.12.3			
		字向廣	畠	1	1,313.42			未	未	未			
	6	字向廣	畠	2	846.23		H22.7.1	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21			
	7	字岡	田	1	274.26		H22.7.1	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21			
	8	字岡	田	1	716.96		H22.7.1	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21			
	9	字片井張	田	1	891.53		H22.7.5	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21			
	10	字片井張	田	1	1,282.93		H22.7.28	H22.9.27	H22.12.13	H22.12.21			
	11	字片井張	田等	4	3,454.23		H22.7.9	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21			
	12	字片井張	田	1	616.85		H22.7.16	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21			
	13	字ツツジ	田等	2	501.67		H22.8.10	H22.9.27	H23.1.24	H23.2.1			
	14	字ツツジ	原野等	2	1,093.87		H22.7.2	H22.9.27	H23.3.15	H23.3.24			
	15	字ツツジ	原野等	2	1,093.87		H22.7.2	H22.9.27	H23.3.15	H23.3.24			
	16	字ツツジ	原野等	2	1,093.87		H22.7.2	H22.9.27	H23.3.15	H23.3.24			
	17	字ツツジ	畠	1	198.63		H22.8.10	H22.9.27	H22.12.10	H22.12.21			
	18	字ツツジ	畠	1	153.82		H22.8.10	H22.9.27	H22.12.10	H22.12.21			
	19	字ツツジ	畠	3	785.12		H22.7.2	H22.9.27	H22.12.16	H22.12.27			
	20	字ツツジ	宅地	1	229.25		H22.7.20	H22.9.27	H23.2.24	H23.3.3			
	21	字ツツジ	山林	2	1,993.80		H22.7.2	H22.9.27	H22.12.10	H22.12.21			
	22	字ツツジ	山林	2	1,993.80		H22.7.2	H22.9.27	H22.12.10	H22.12.21			
	23	字ツツジ	山林	2	1,993.80		H22.7.2	H22.9.27	H22.12.10	H22.12.21			
	24	字ツツジ	畠	2	314.72		H22.7.2	H22.9.27	H23.1.24	H23.2.1			
	25	字ツツジ	山林	1	1,380.88		H22.7.2	H22.9.27	H22.12.13	H22.12.21			
26	26	字ツツジ	山林	2	1,462.96		H22.7.1	H22.9.27	H22.12.13	H22.12.21			
	27	字ツツジ	山林	1	1,468.07		H22.7.8	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21			
	28	字ツツジ	山林	2	164.63		H22.7.1	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21			
	29	字ツツジ	山林	2	164.63		H22.7.1	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21			

99	30	字ツツジ	田	1	87.77	20,926,515	H22.7.2	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21
	31	字ツツジ	田	1	1,289.28		H22.7.21	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21
	32	字ツツジ	田	2	1,708.64		H22.7.2	H22.9.27	H23.2.18	H23.3.1
	33	字ツツジ 等	畠	2	241.83		H22.7.2	H22.9.27	H22.12.16	H22.12.27
	34	字ツツジ	山林	1	188.46		H22.7.2	H22.9.27	H22.12.13	H22.12.21
	35	字ツツジ	田	1	96.78		H22.7.2	H22.9.27	H22.12.13	H22.12.21
	36	字山口	田	1	471.58		H22.7.2	H22.9.27	H22.12.9	H22.12.21
	37	字ソウゾ ウ	畠	1	148.24		H22.7.2	H22.9.27	H22.12.16	H22.12.27
	38	字ソウゾ ウ	畠等	2	258.11		H22.7.7	H22.9.27	H22.12.16	H22.12.27
	39	字ソウゾ ウ等	畠等	8	2,807.02		H22.7.9	H22.9.27	H23.1.24	H23.2.1
	40	字上広等	山林	2	386.68		H22.7.9	H22.9.27	H23.1.24	H23.2.1
	41	字上広	山林	2	1,124.60		H22.8.10	未	未	未
	42	字山本	宅地	1	286.77		H22.7.9	H22.9.27	H23.1.24	H23.2.1
	43	字山本	宅地	2	312.19		H22.7.9	H22.9.27	H23.1.24	H23.2.1
	44	字山本	田等	3	401.53		H22.8.5	H22.9.27	H22.12.6	H22.12.14
121	45	字ソウゾ ウ	畠	1	339.43	11,537,872	H22.10.28	H22.12.20	H23.2.24	H23.3.3
	46	字ソウゾ ウ	山林	1	418.87		H22.11.1	H22.12.20	H23.2.24	H23.3.3
	47	字上広	原野等	2	305.00		H22.11.18	H22.12.20	H23.2.24	H23.3.3
	48	字上広	畠等	11	2,650.59		H22.11.9	H22.12.20	H23.2.24	H23.3.3
	49	字ソウゾ ウ	畠	1	175.41		H22.11.1	H22.12.20	H23.2.23	H23.3.8
	50	字上広	山林	4	773.82		H22.11.9	H22.12.20	H23.2.23	H23.3.8
	51	字上広	畠	1	252.76		H22.10.29	H22.12.20	H23.2.24	H23.3.3
	52	字山本等	山林等	13	5,978.99		H22.7.9	H22.12.20	H23.4.26	H23.5.10
合計			102	45,658.66	58,939,269					

(備考) 1 契約書番号は、契約書ごとに付した番号である。

2 筆数、取得財産の面積は、共有持分がある場合の筆数、取得面積をそれぞれの契約書ごとに計上しているため、合計欄において、実際の筆数、取得面積の合計と一致するよう調整している。

バイパス路線位置図



津市職員団体のための職員の行為の制限に関する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

津市公平委員会委員長 西川源誌

津市公平委員会規則第1号

津市職員団体のための職員の行為の制限に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）附則第20項の規定により読み替えられた法第55条の2第3項の規定に基づき、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定めるものとする。

（職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例）

第2条 法附則第20項の規定により読み替えられた法第55条の2第3項の公平委員会規則で定める期間は、7年とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。